

R 2 宮繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書(1)	A-17	植栽撤去図(1)	M-01	管工事仕様書(1)
A-02	特記仕様書(2)	A-18	植栽撤去図(2)	M-02	付近見取図、全体配置図
A-03	特記仕様書(3)	A-19	植栽配置図(1)	M-03	1、2階平面図
A-04	特記仕様書(4)	A-20	植栽配置図(2)	M-04	3、R階平面図
A-05	付近見取図、全体配置図	A-21	門扉参考図	M-05	平面詳細図
A-06	改修概要	A-22	塀参考図	M-06	展開図
A-07	正門平面・立面図	A-23	天井伏図(研修会館)	M-07	衛生器具表、和洋リモデル工法参考図
A-08	解体配置図、仮設計画参考図(1)			M-08	配管系統図、1階平面図<改修前>
A-09	解体配置図、仮設計画参考図(2)	E-01	電気工事仕様書(1)	M-09	配管系統図、1階平面図<改修後>
A-10	外構配置図(1)	E-02	1、2階平面図	M-10	受水槽廻り撤去図、受水槽基礎・架台撤去図
A-11	外構配置図(2)	E-03	3、R階平面図	M-11	設備配置図
A-12	外構断面詳細図(1)	E-04	盤結線図	M-12	支障物件確認図
A-13	外構断面詳細図(2)	E-05	凡例・2、3階コンテナ設備図		
A-14	外構断面詳細図(3)	E-06	受水槽電気設備撤去図		
A-15	外構断面詳細図(4)				
A-16	外構部分詳細図				

徳島県

課長	副課長	課長補佐	係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R2営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事
2. 工事場所	名西郡石井町石井
3. 工事種目	前面道路拡幅に伴う外構整備等
4. 工事区分	建築工事一式
5. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

章 項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	<p>1. 適用基準等</p> <p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。 ○工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ○施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ○本工事においては、8時から17時までの間で行うこと。 もし、早出、残業がある場合は事前に届出し承諾を得ること。 ○工事車両の駐車場は場内には利用出来るが台数に限りがある為資材搬入車、作業員が1次的に荷降しする以外は、敷地内に置くことは良いが台数を極力少なくすること。 ○その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>○関連する他工事の開始 ○R2吉土 石井南島線 石・高川原他 道路工事(1) R2年7月下旬契約予定</p> <p>○公害関係 ○騒音、振動 取壊し工事は8時から17時までとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8建設省経機発第249号・最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p>

章 項 目	特 記 事 項
1章 一般共通事項	<p>◎交通誘導警備員については、警備法に基づき警備員とし、図示する場所に0日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている○義務付けられていない)。 ・警備員は、延0人(昼0人)を見込んでいる。 ・警備法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p>

章 項 目	特 記 事 項																																								
4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者 適用無し</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい)、標仕の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>コンクリート(有筋)</th> <th>コンクリート(無筋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名、所在地</td> <td>津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> <td>津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> <td>名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>5.2km</td> <td>5.2km</td> </tr> <tr> <td>処理単価(税抜)備考</td> <td>800円/ t</td> <td>500円/ t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>7x7x1t</th> <th>金 属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名、所在地</td> <td>津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> <td>(株)旭金属<優良></td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>名西郡石井町藍畑字西覚円941</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>5.2km</td> <td>16.6km</td> </tr> <tr> <td>処理単価(税抜)備考</td> <td>800円/ t</td> <td>0円/ t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>汚 泥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名、所在地</td> <td>宮崎基礎建設(株)<優良> 鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>鳴門市大麻町三俣字津久田4-1地</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>15.9km</td> </tr> <tr> <td>処理単価(税抜)備考</td> <td>11,000円/ t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。</p>	種 類	コンクリート(有筋)	コンクリート(無筋)	処分許可業者の会社名、所在地	津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941	津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941	処分地の所在地	名西郡石井町藍畑字西覚円941	名西郡石井町藍畑字西覚円941	運搬距離	5.2km	5.2km	処理単価(税抜)備考	800円/ t	500円/ t	種 類	7x7x1t	金 属	処分許可業者の会社名、所在地	津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941	(株)旭金属<優良>	処分地の所在地	名西郡石井町藍畑字西覚円941	徳島市東沖洲1丁目12	運搬距離	5.2km	16.6km	処理単価(税抜)備考	800円/ t	0円/ t	種 類	汚 泥	処分許可業者の会社名、所在地	宮崎基礎建設(株)<優良> 鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1	処分地の所在地	鳴門市大麻町三俣字津久田4-1地	運搬距離	15.9km	処理単価(税抜)備考	11,000円/ t
種 類	コンクリート(有筋)	コンクリート(無筋)																																							
処分許可業者の会社名、所在地	津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941	津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941																																							
処分地の所在地	名西郡石井町藍畑字西覚円941	名西郡石井町藍畑字西覚円941																																							
運搬距離	5.2km	5.2km																																							
処理単価(税抜)備考	800円/ t	500円/ t																																							
種 類	7x7x1t	金 属																																							
処分許可業者の会社名、所在地	津崎興産(有)<優良> 名西郡石井町藍畑字西覚円941	(株)旭金属<優良>																																							
処分地の所在地	名西郡石井町藍畑字西覚円941	徳島市東沖洲1丁目12																																							
運搬距離	5.2km	16.6km																																							
処理単価(税抜)備考	800円/ t	0円/ t																																							
種 類	汚 泥																																								
処分許可業者の会社名、所在地	宮崎基礎建設(株)<優良> 鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1																																								
処分地の所在地	鳴門市大麻町三俣字津久田4-1地																																								
運搬距離	15.9km																																								
処理単価(税抜)備考	11,000円/ t																																								

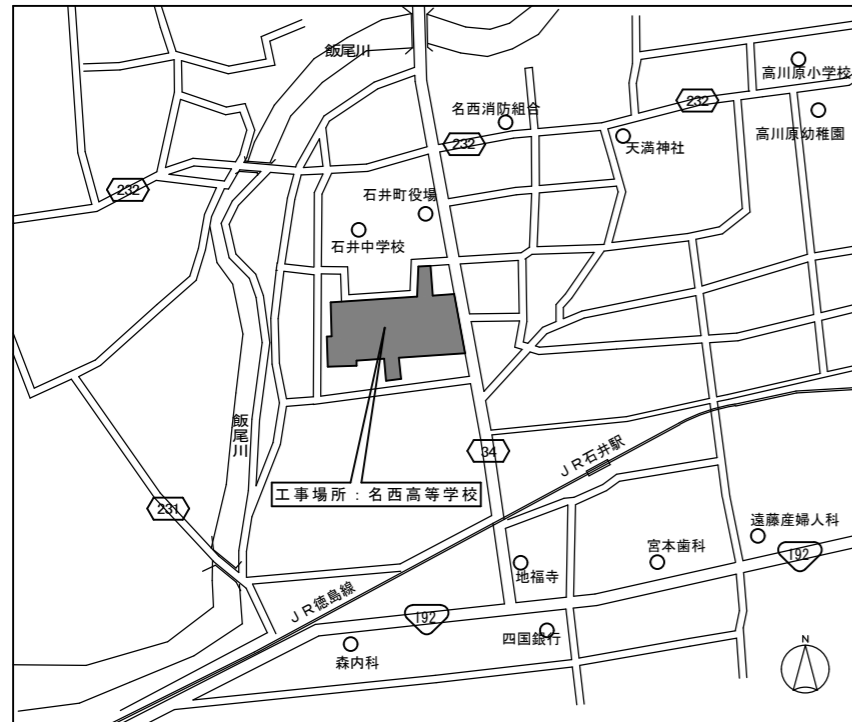
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-01	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 NON	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2章 外構 仮設 工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。	4. あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く）	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。		
	2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM（現況地盤）を±0とし、NGLはBM±（-50）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。		◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。		◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。		
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置を行うこと。	6章 コンクリート 工事	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・ I類(JIS A 5308への適合を要したコンクリート) ・ II類(JIS A 5308への適合したコンクリート)	
	◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。	◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。		◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。		◎設計基準強度	◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。	
◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎内部足場(種類:脚立足場) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。		
◎仮囲い(仕様: H= m、L= m)(図示) 仮設資材については、先行発注の別工事にて見込まれているため、本工事は計上していないが、状況に応じて変更対応とする	◎ゲート(有・無)仕様:)	◎仮囲い(仕様: H= m、L= m)(図示) 仮設資材については、先行発注の別工事にて見込まれているため、本工事は計上していないが、状況に応じて変更対応とする	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。	3. 普通コンクリート	◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。		
◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。	◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	4. 建設発生土の処理	◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。		◎セメントの種類は、 普通ポルトランドセメント ・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。		
◎その他	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ機	1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石 再生クラッシュラン)とする。		◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。		
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ機	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。		◎細骨材としてフェロニッケルslag使用(できる・できない)。		
5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。		◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。		
6. 工事車両駐車場 資材置場	◎同用地は、(図示の場所)に・用意していないので業者にて)設けること。	◎同用地は、(図示の場所)に・用意していないので業者にて)設けること。	4. 建設発生土の処理	◎最終処分場の指定 排出土: 会社名: 場所: 運搬距離: 運搬経路: なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。		◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。		
			5章 鉄筋 工事	1. 材料	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。		
				2. 材料試験	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。	◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメントを使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。		
				3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。			
					◎工事名 R 2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	◎図面番号 A-03		
					◎図面名 特記仕様書(3)	◎縮尺 NON		
					(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312			

章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項																																										
6章 コンクリート工事	<p>4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地</p> <p>◎打継ぎの位置 梁及びスラブ（・スパンの中央又は端から1/4付近・図示による） 柱及び壁（・スラブ、梁又は基礎の上端・図示による）</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。</p> <p>◎ひび割れ誘発目地の位置（・図示による・）</p> <p>5. 型枠</p> <p>◎型枠は、（県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td>12</td> <td>場基礎</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし	合板	12	場基礎	9章 解体 施工	<p>1. 一般事項</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと)</p> <p>2. 工事の範囲</p> <p>◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び基石底面まで行い撤去すること。</p> <p>3. 騒音振動調査</p> <p>◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。</p> <p>◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。</p> <p>4. 事前措置</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1週間とする。</p> <p>5. 構内舗装等</p> <p>◎樹木等の伐採根及び移設 方法（フェンツ伐採、人力・機械伐根）</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>6. 地下埋設物・埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事を含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>7. 整地・埋戻し・盛土</p> <p>◎埋戻しは、（購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土・他工事の現場発生土）とする。</p> <p>◎混入する石の最大径は 50mm 程度とする。</p> <p>◎埋め戻し高さは、GL±0 とする。</p> <p>◎整地範囲は図示による。</p> <p>8. 工事中の排水</p>	10章 舗装 工事	<p>1. 路盤</p> <p>◎路盤材料（再生クラッシュラン）、車道部の厚さは（150）mm</p> <p>◎締固め試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>道路</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>◎再生加熱アスファルト混合物を（使用する・しない）。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>種 類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルト混合物</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎シーコートは（行う・行わない）。</p> <p>◎アスファルト混合物の抽出試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎切り取り試験を（行う・行わない）。</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は（一般地域・寒冷地域）とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>部 位</th> <th>クッション材 種類 厚さ</th> <th>目地材</th> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>形状</th> <th>表面 加工</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>インターlockingア</td> <td>車路</td> <td>砂 30</td> <td>砂</td> <td>重車用</td> <td>197×80</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎ジオテキスタイルを（使用する・使用しない）。</p> <p>◎舗装の平坦性は、歩行に支障となる段差がないものとする。</p> <p>◎流出抑制目地砂とする。</p> <p>◎路面標示位置、間隔は図示による。</p> <p>◎材料：種類（1777g/m²）、色（白）、塗布幅（100）、塗布厚さ（1.0）</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	道路	50	種 別	種 類	備 考	加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		区 分	部 位	クッション材 種類 厚さ	目地材	種類	寸法	形状	表面 加工	備 考	インターlockingア	車路	砂 30	砂	重車用	197×80			
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																										
6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし	合板	12	場基礎																																										
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																																													
アスファルト	道路	50																																													
種 別	種 類	備 考																																													
加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物																																														
区 分	部 位	クッション材 種類 厚さ	目地材	種類	寸法	形状	表面 加工	備 考																																							
インターlockingア	車路	砂 30	砂	重車用	197×80																																										
7章 タイル 工事	<p>1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地</p> <p>◎伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、図示の箇所及び構仕により、割付図を作成し監督員の承認を得ること。</p> <p>◎下地のひび割れ誘発目地の位置及び他部材との取合い部には、伸縮調整目地を設ける。</p> <p>◎屋内のタイル張りにおいては、入隅部、建具枠回り及び設備器具との取合い部に伸縮調整目地を設ける。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法 (mm)</th> <th>吸水率による区分 I類 II類 III類</th> <th>うわぐすり ⅠⅡⅢ</th> <th>役物 有 無</th> <th>色 標準 特注</th> <th>再生材の 適用</th> <th>耐凍害性 有 無</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>239×60</td> <td></td> <td></td> <td>○ ○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎壁タイル張り工法（密着張り工法）</p> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを（行う・行わない）。</p> <p>◎試験張りを（行う・行わない）。</p> <p>◎既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p> <p>3. 有機質接着剤</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>4. 試験</p> <p>◎接着力試験を（行う・行わない）。</p>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 I類 II類 III類	うわぐすり ⅠⅡⅢ	役物 有 無	色 標準 特注	再生材の 適用	耐凍害性 有 無	耐滑り性	備考	壁	239×60			○ ○	○		○			8章 植栽 工事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎土壌の電気伝導度(EC)等の試験は（行う・行わない）。</p> <p>2. 植栽基盤</p> <p>◎植栽基盤整備工法は（A・B・C・D）種とする。</p> <p>◎土壌改良材は（適用する）・適用しない。</p> <p>3. 植 樹</p> <p>◎樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものは図示による。</p> <p>◎植え込み用土は（現場発生土・客土）とする。 客土は（ ）とする。</p> <p>◎新植樹木の枯補償期間は、引渡の日から（1年）とする。</p>																								
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 I類 II類 III類	うわぐすり ⅠⅡⅢ	役物 有 無	色 標準 特注	再生材の 適用	耐凍害性 有 無	耐滑り性	備考																																						
壁	239×60			○ ○	○		○																																								
		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R2 宮橋 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事		●図面番号 A-04		(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312																																							
				●図面名 特記仕様書(4)		●縮尺 NON																																									

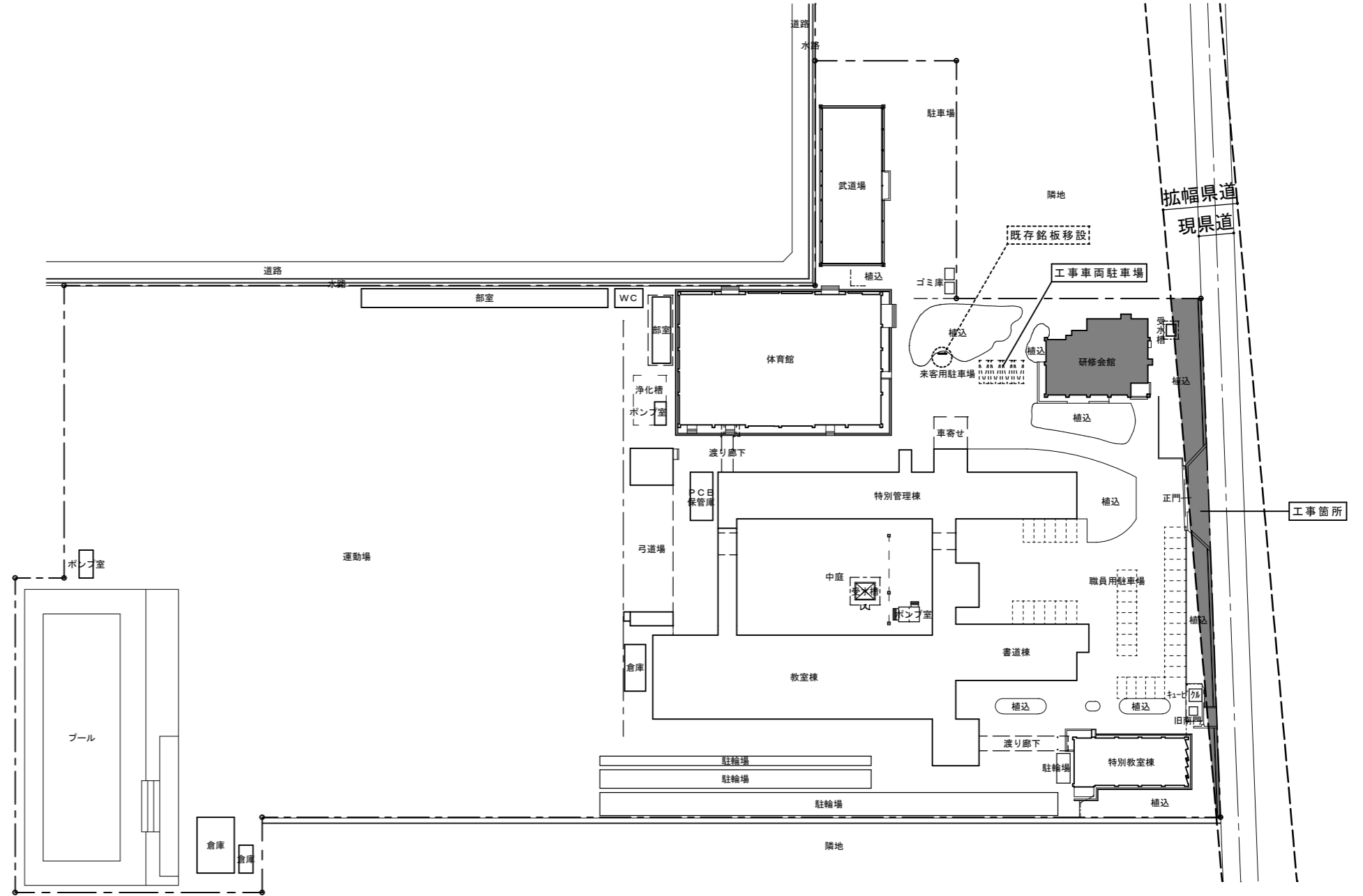
特記事項

- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



住所：徳島県名西郡石井町石井字石井21-11

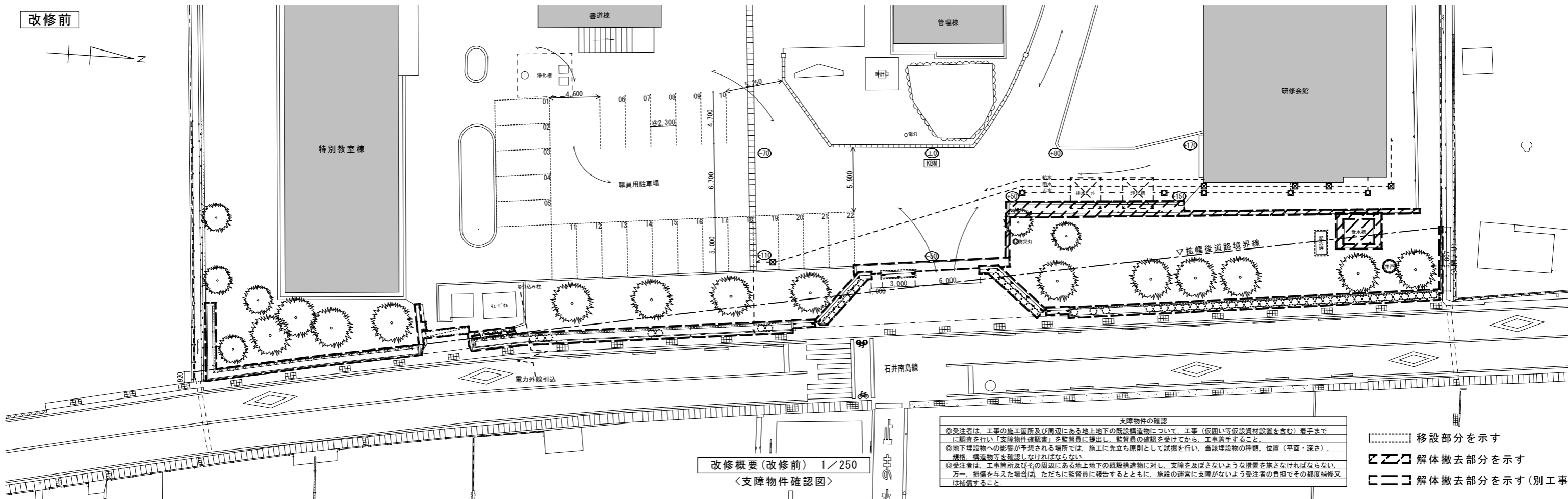
付近見取図 1/4000



全体配置図 1/800

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-05	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 付近見取図、全体配置図	●縮尺 1/4000、1/800	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

改修前

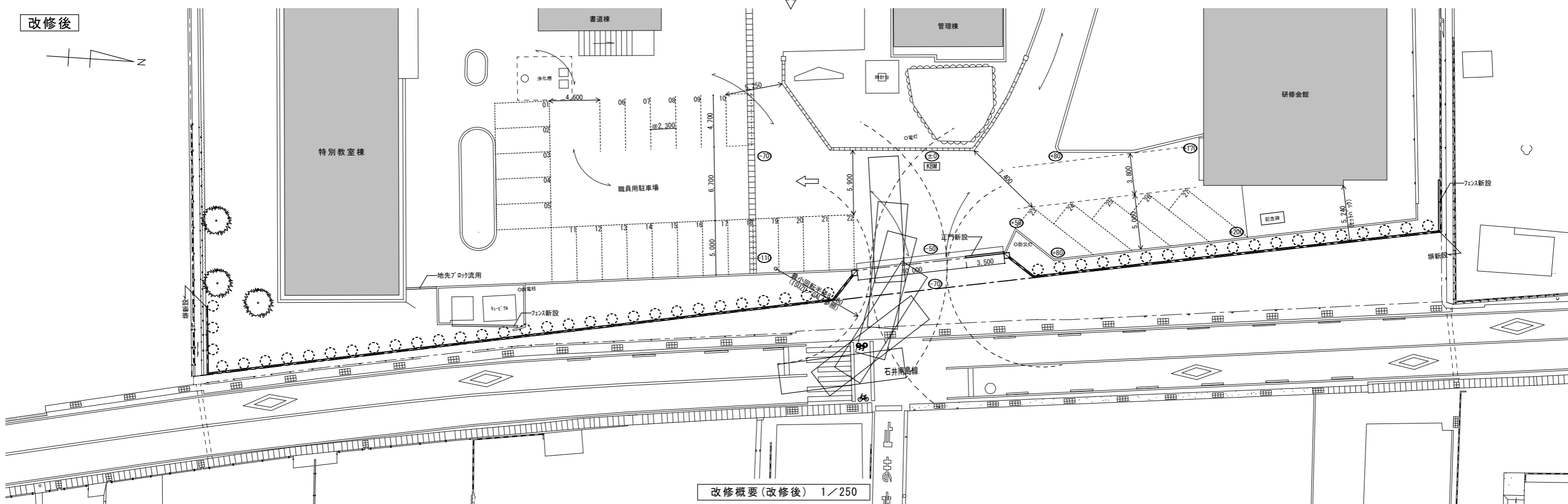


支障物件の確認
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

----- 移設部分を示す
 [X] 解体撤去部分を示す
 [] 解体撤去部分を示す(別工事)

改修概要(改修前) 1/250
 <支障物件確認図>

改修後



改修概要(改修後) 1/250

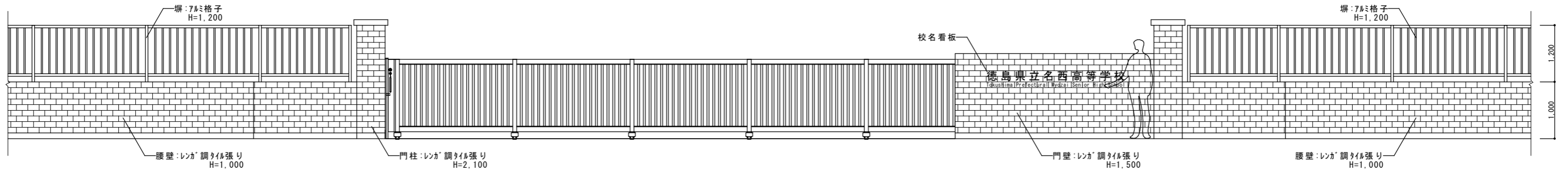
徳島県土整備部営繕課 ●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事 ●図面名 改修概要	●図面番号 A-06 ●縮尺 1/250	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
---	-------------------------------	--

校名看板:SUS箱文字 t=20
 校名H=200×10、アルミ格子H=100×42
 (文字:HL仕上)

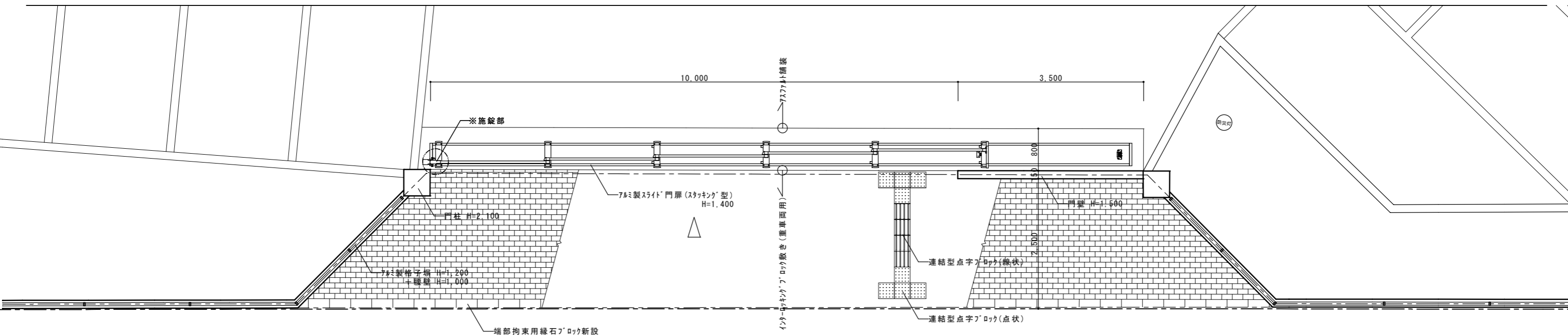
徳島県立名西高等学校

Tokushima Prefectural Myozai Senior High School

校名看板詳細図 1/25

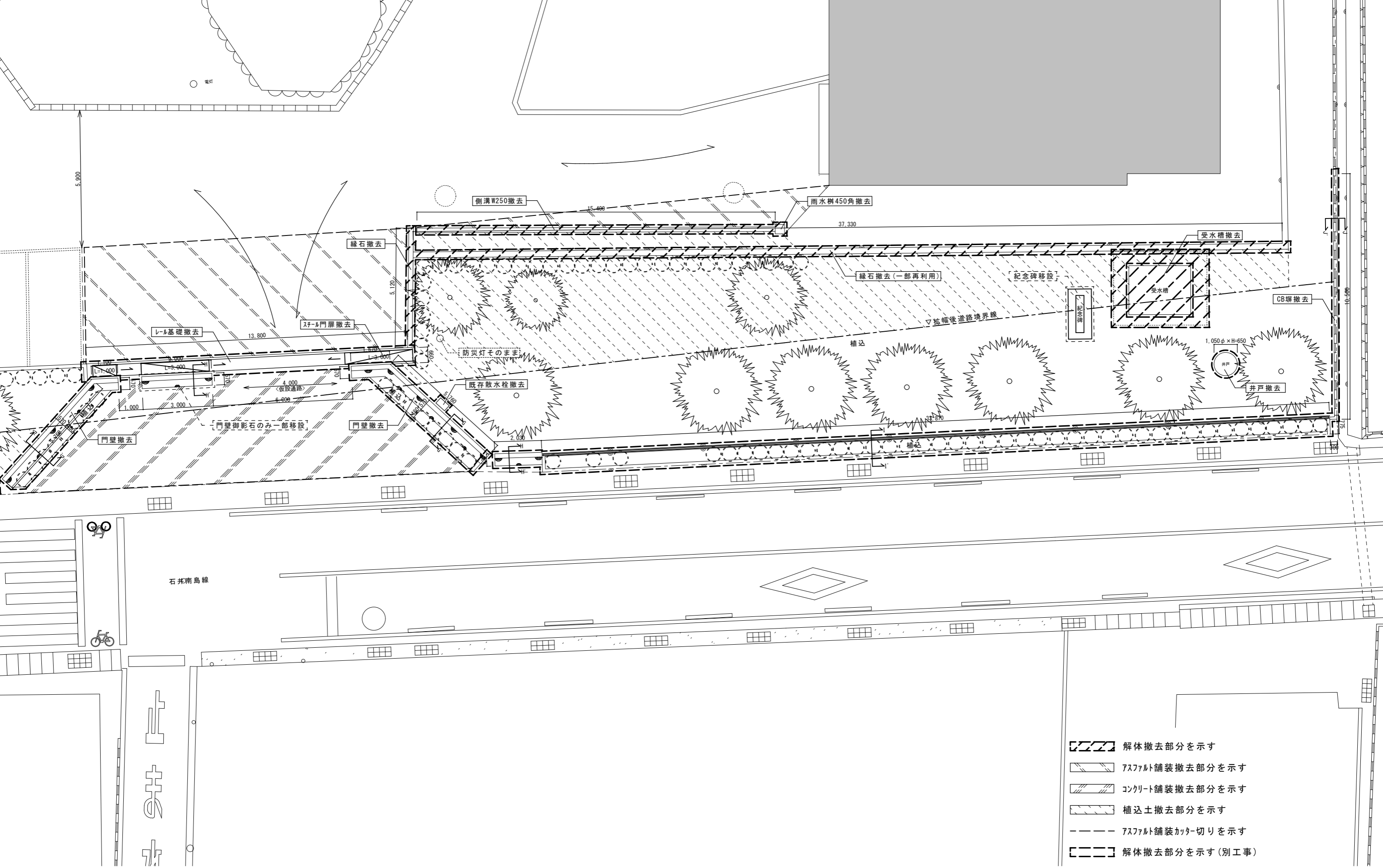


正門立面図 1/50



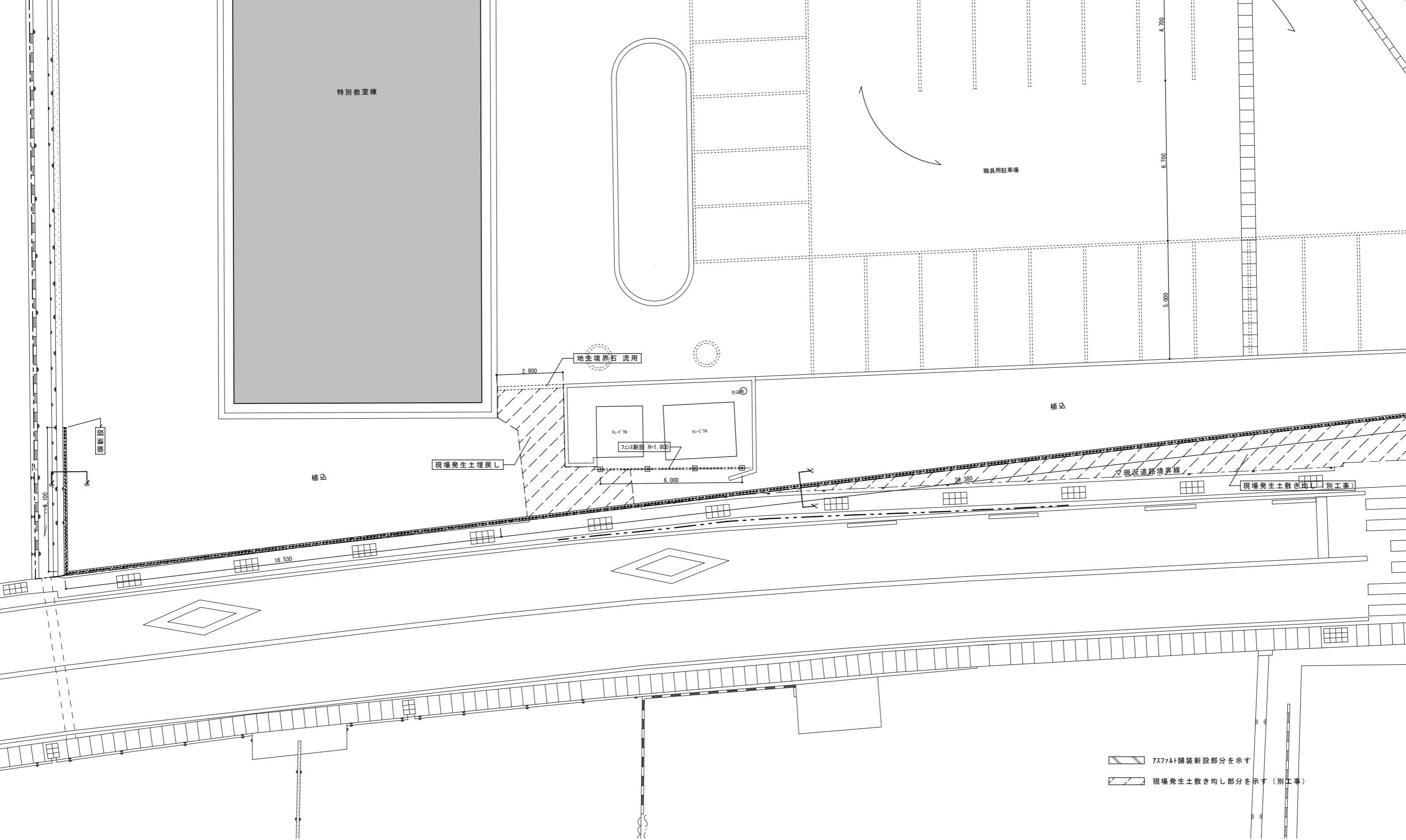
正門平面図 1/50


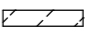
徳島県土整備部宮構課	●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	●縮尺	
	R2宮構 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	A-07	
	正門平面・立面図	1/50	



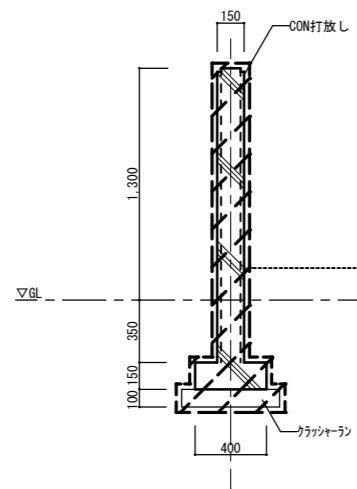
- 解体撤去部分を示す
- アスファルト舗装撤去部分を示す
- コンクリート舗装撤去部分を示す
- 植込土撤去部分を示す
- アスファルト舗装カッター切りを示す
- 解体撤去部分を示す(別工事)

徳島県土整備部営繕課 ●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事 ●図面名 解体配置図、仮設計画参考図(2)	●図面番号 A-09 ●縮尺 1/100	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
---	-------------------------------	--

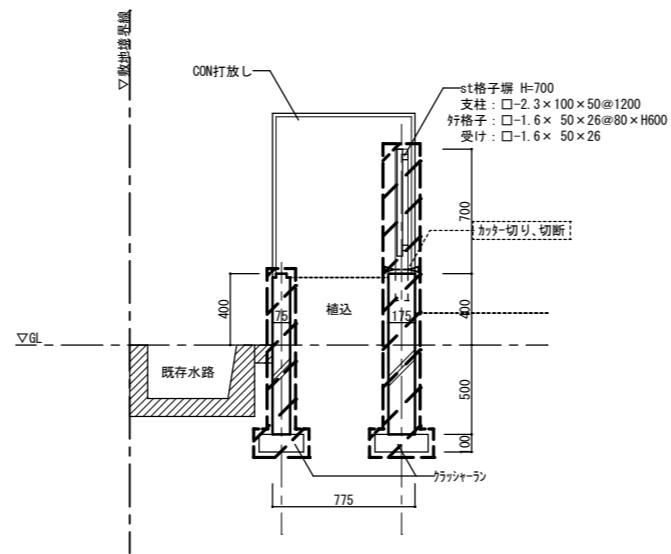


 7.77m舗装新設部分を示す
 現場発生土敷き均し部分を示す【別工事】

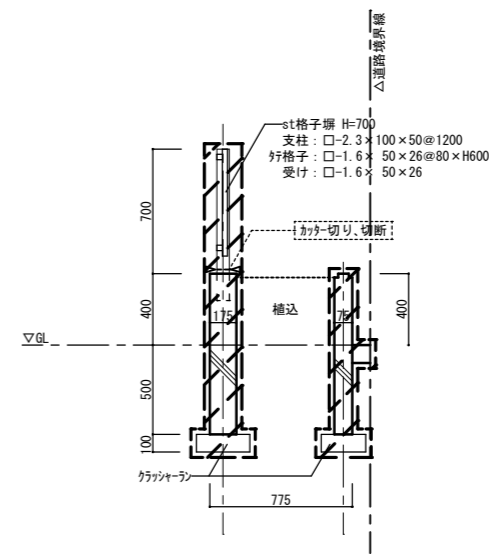
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-10	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 外構配置図(1)	●縮尺 1/100	



A-A' 断面詳細図 1/30



B-B' 断面詳細図 1/30

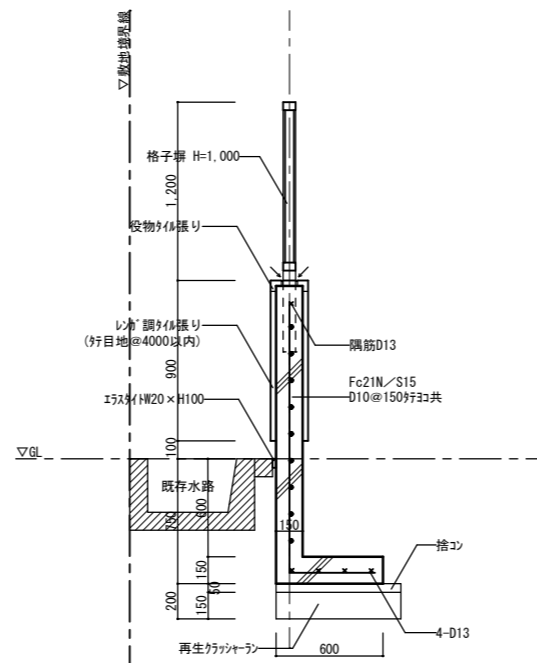


C-C' 断面詳細図 1/30

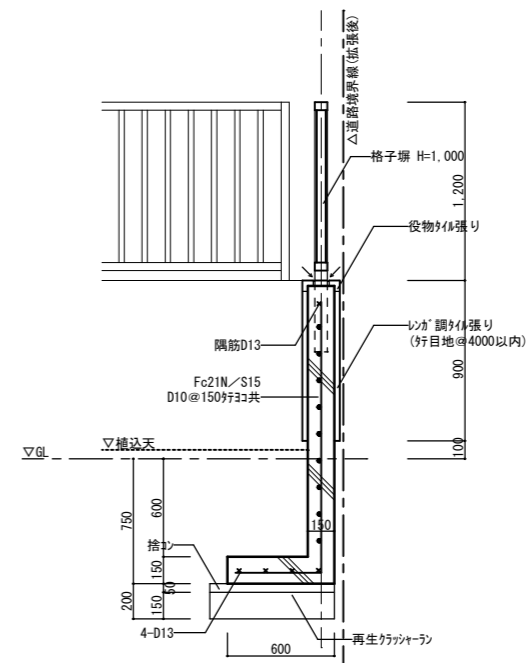
改修前

斜線 解体撤去部分を示す (別工事)

改修後



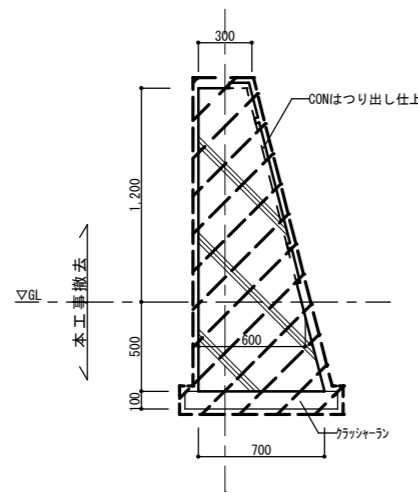
B-B' 断面詳細図 1/30



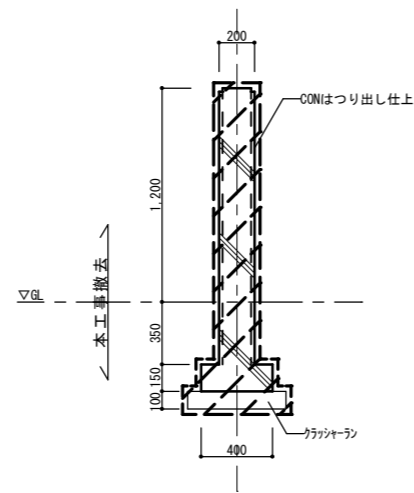
C-C' 断面詳細図 1/30

：シリング MS2 10×10を示す
※好目地シリングは、PS-2 10×10とする

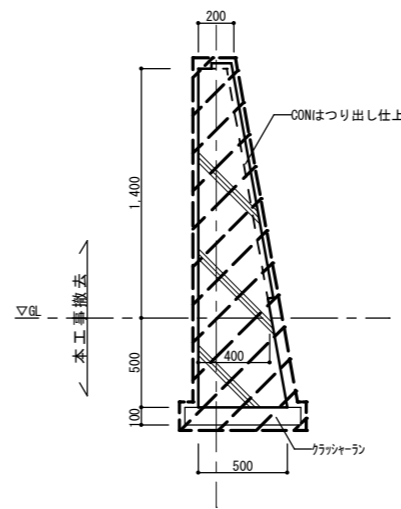
<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事</p>	<p>●図面番号 A-12</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.</p>
	<p>●図面名 外構断面詳細図(1)</p>	<p>●縮尺 1/30</p>	<p>中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>



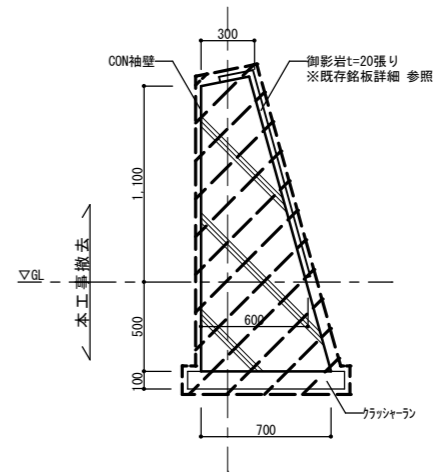
D-D' 断面詳細図 1/30



E-E' 断面詳細図 1/30



F-F' 断面詳細図 1/30

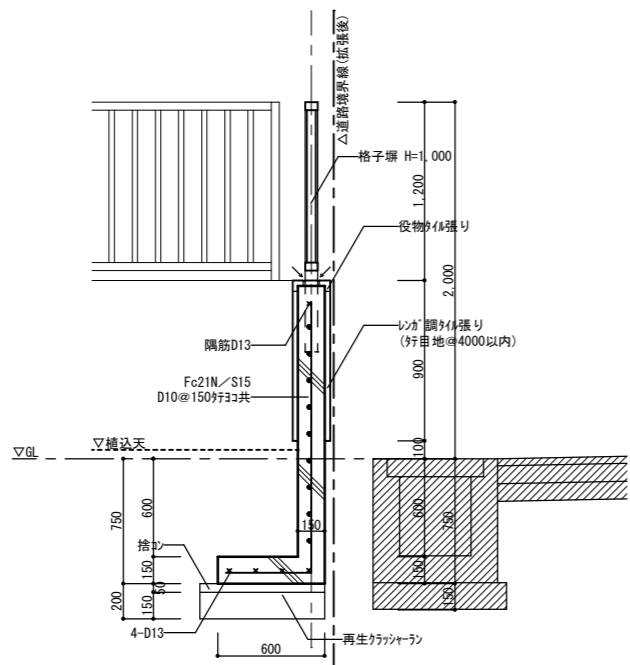


G-G' 断面詳細図 1/30

改修前

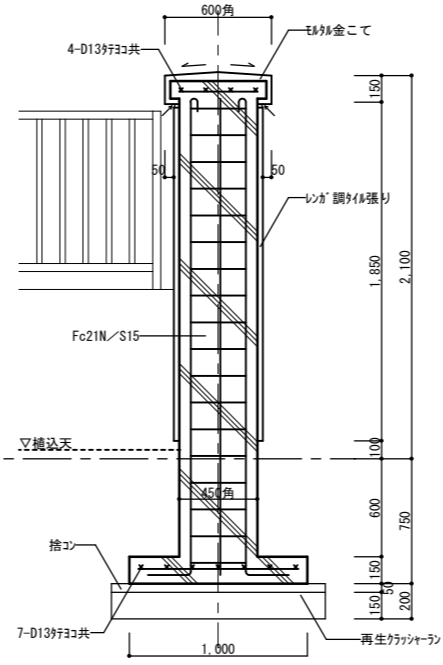
解体撤去部分を示す (別工事)

改修後



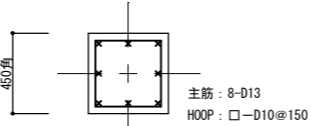
D-D' 断面詳細図 1/30

：シリング MS2 10×10を示す
※行目地シリングは、PS-2 10×10とする

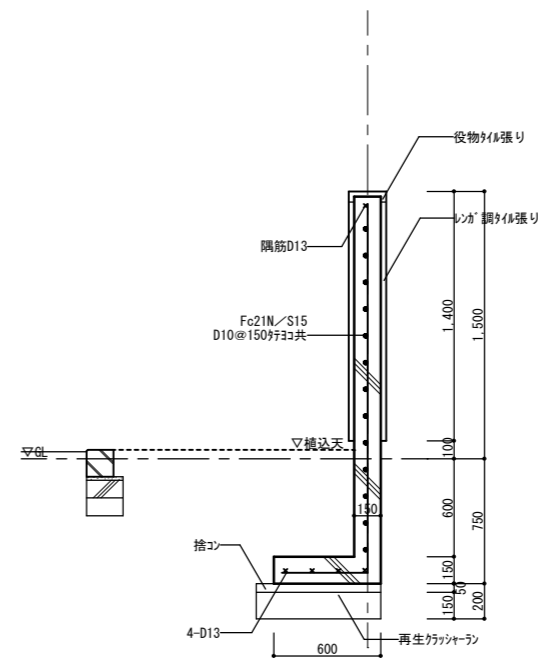


門柱断面詳細図 1/30

：シリング PS-2 15×10を示す

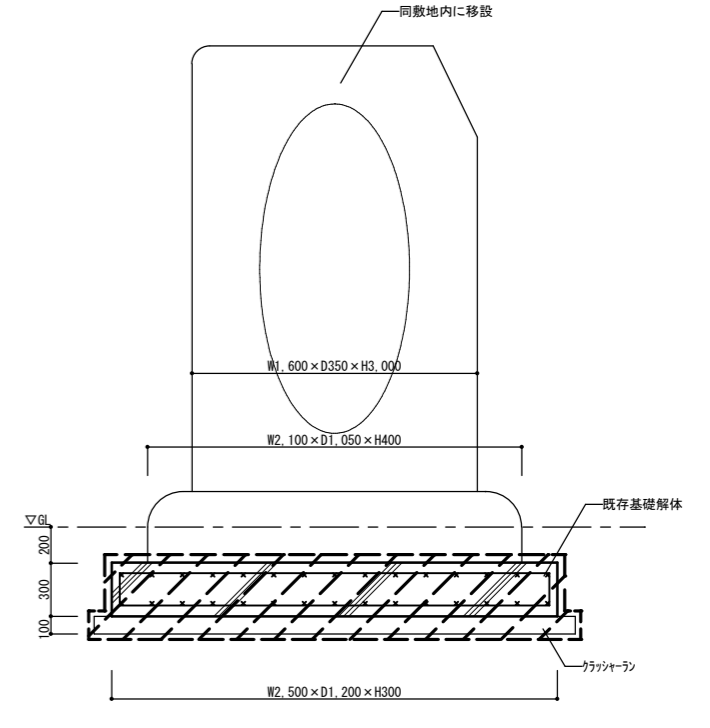
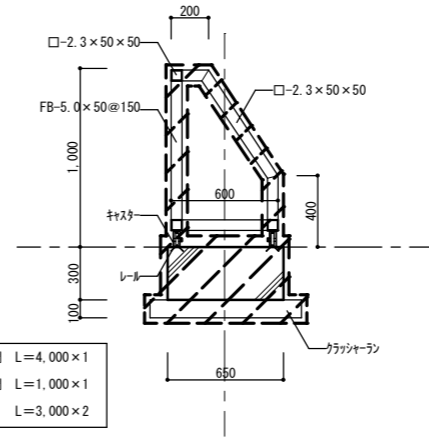
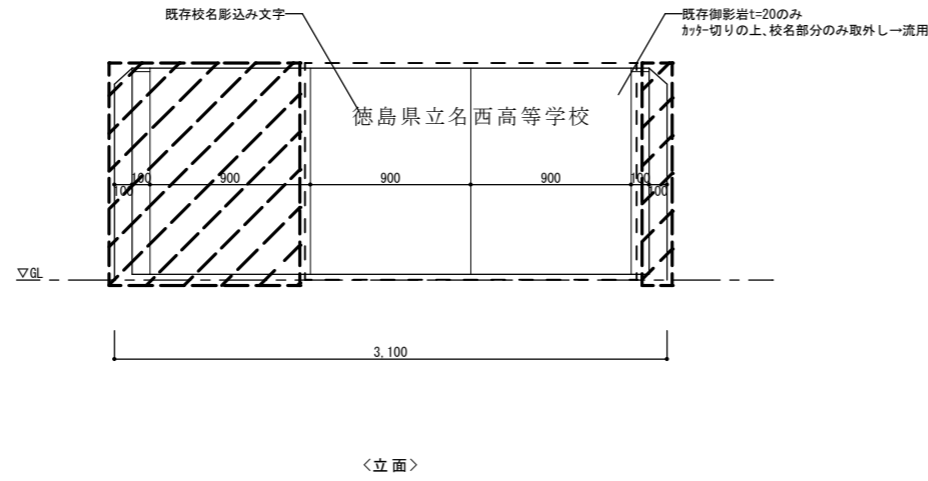
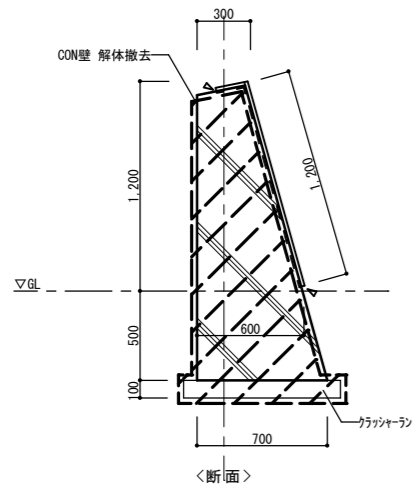


<門柱部配筋図>



門壁断面詳細図 1/30

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 宮橋 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-13	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 外構断面詳細図(2)	●縮尺 1/30	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



既存銘板 詳細図 1/30

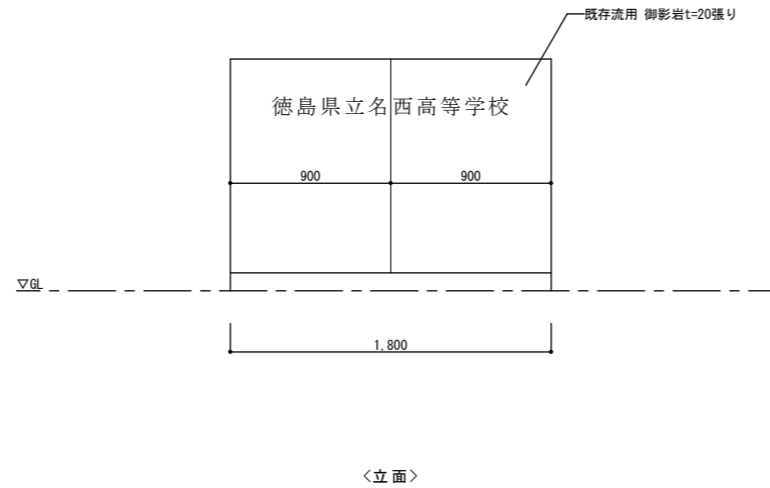
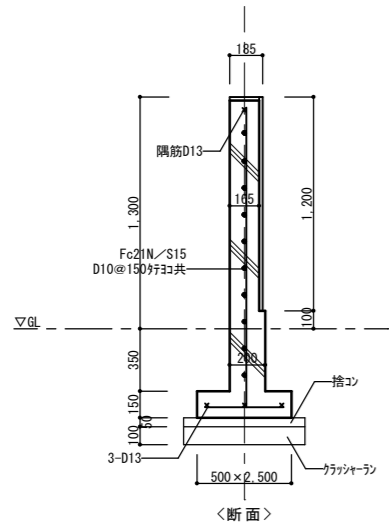
既存門扉断面詳細図 1/30

既存記念碑姿図 1/30

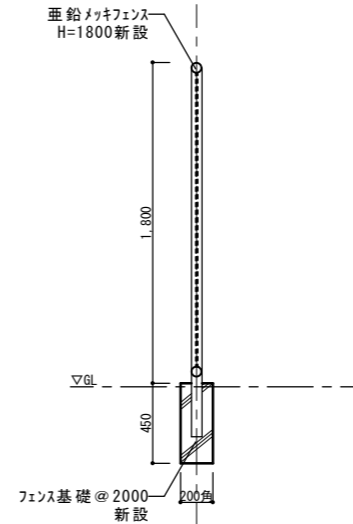
改修前

改修後

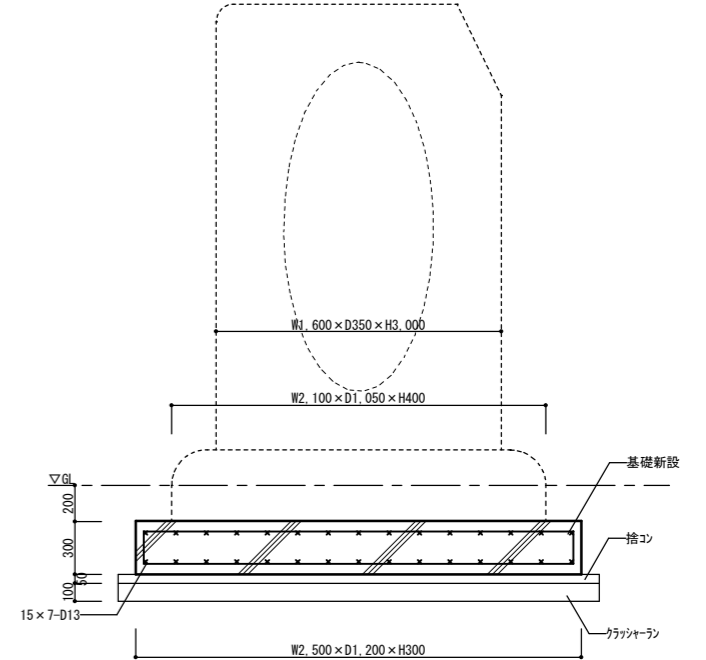
斜線部 解体撤去部分を示す (別工事)



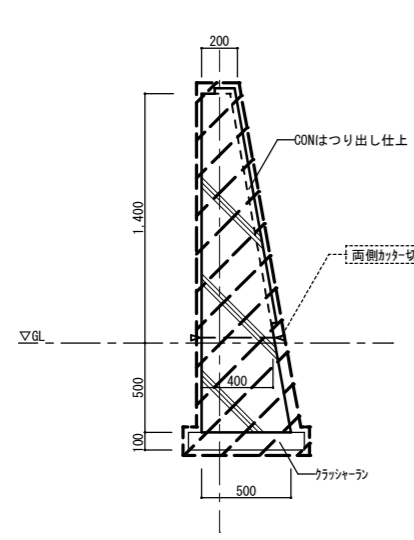
新設銘板 詳細図 1/30



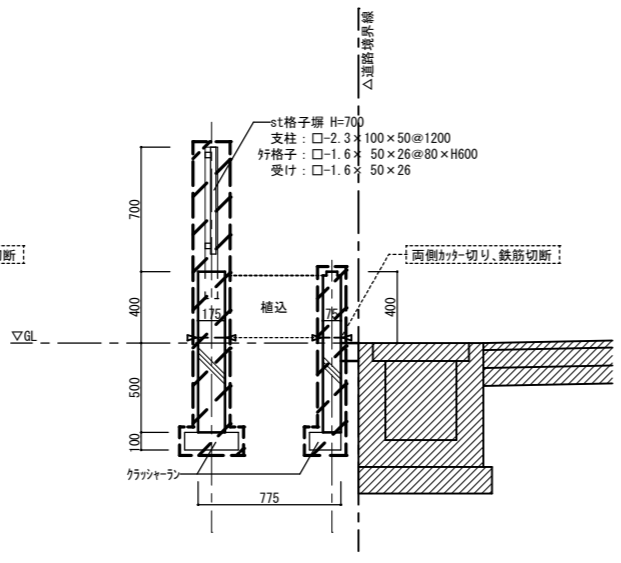
キュービクルフェンス詳細図 1/30



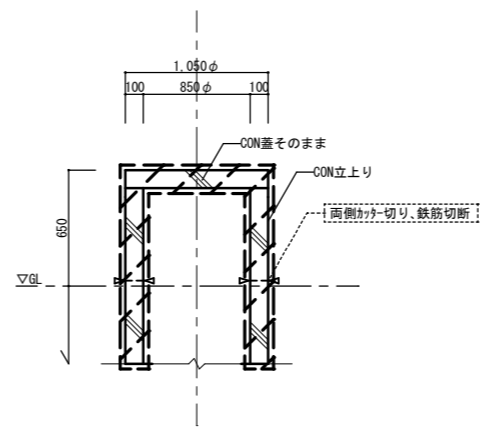
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-14	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 外構断面詳細図(3)	●縮尺 1/30	



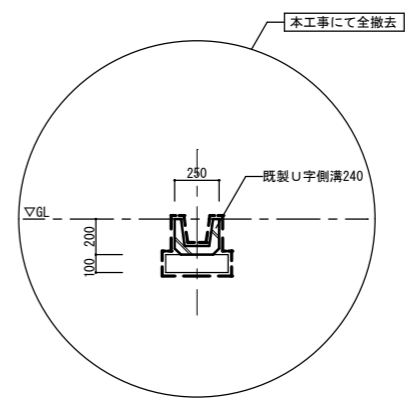
H-H' 断面詳細図 1/30



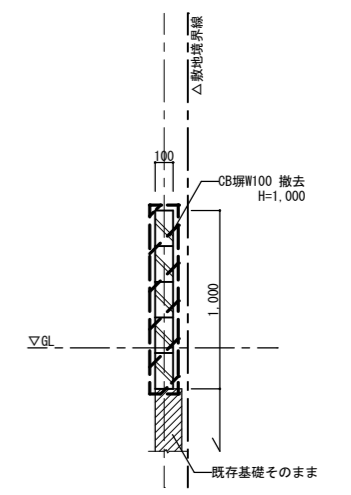
I-I' 断面詳細図 1/30



既存井戸断面詳細図 1/30



既存側溝断面詳細図 1/30

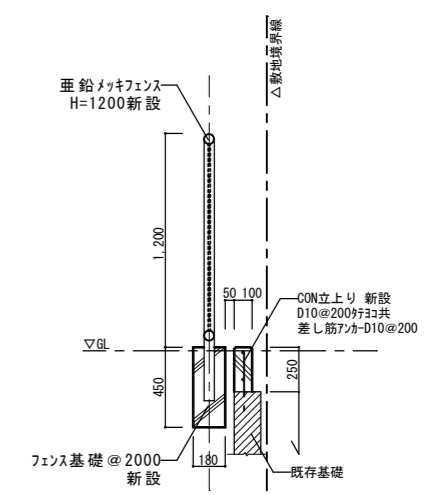


J-J' 断面詳細図 1/30

改修前

改修後

解体撤去部分を示す (別工事)



J-J' 断面詳細図 1/30

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事</p>	<p>●図面番号 A-15</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.</p>
	<p>●図面名 外構断面詳細図(4)</p>	<p>●縮尺 1/30</p>	<p>中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>

A	アスファルト舗装 1/10	B インターlockingブロック(重車両用) 1/10	C コンクリート舗装(撤去参考) 1/10	D 地先境界ブロック 1/10		
E	車止め 1/10					

徳島県土整備部営繕課

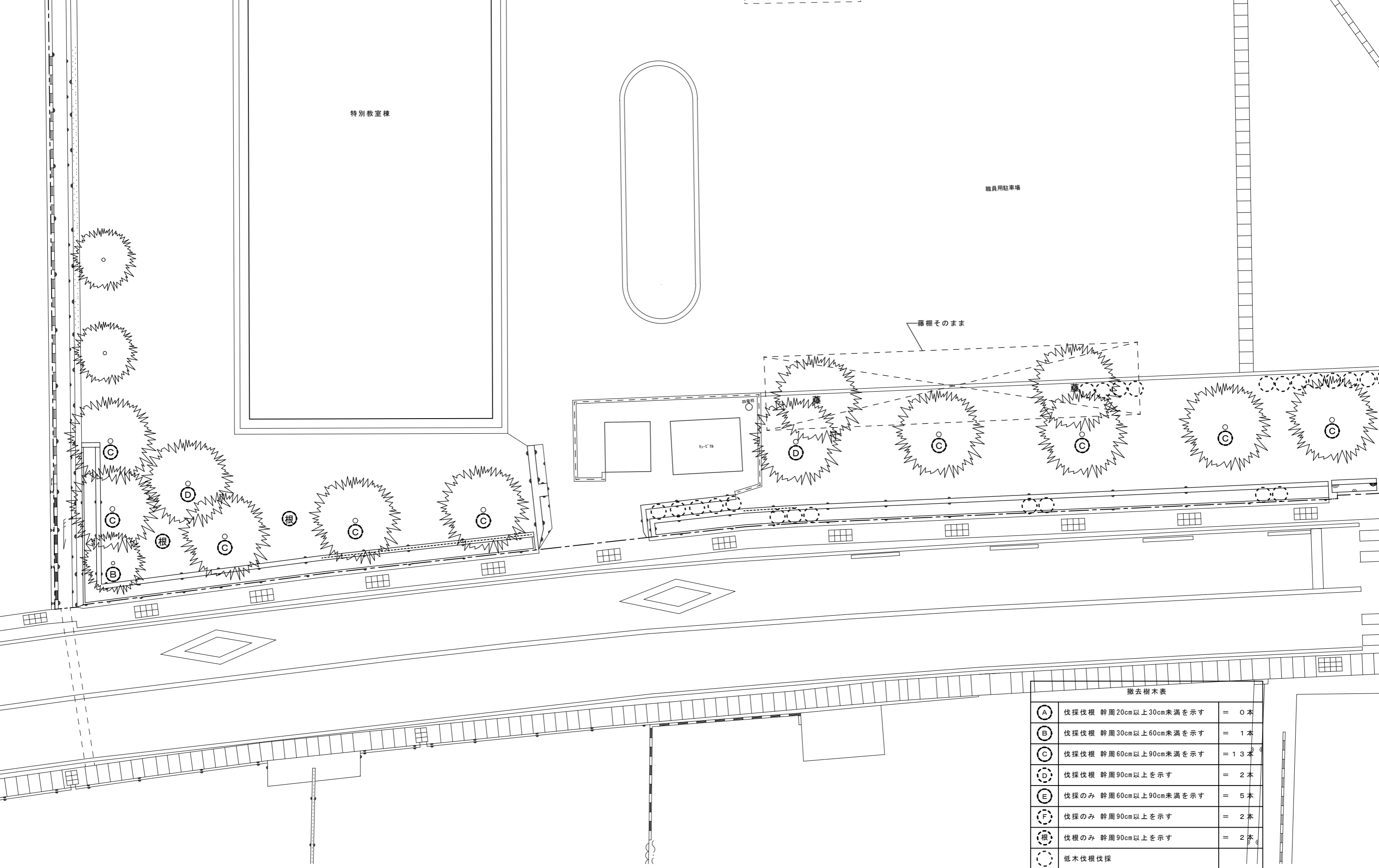
●工事名
R2 常備 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事

●図面番号
A-16

(有)中川建築デザイン室
Nakagawa architectural design studio inc.
中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号
〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1
TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

●図面名
外構部分詳細図

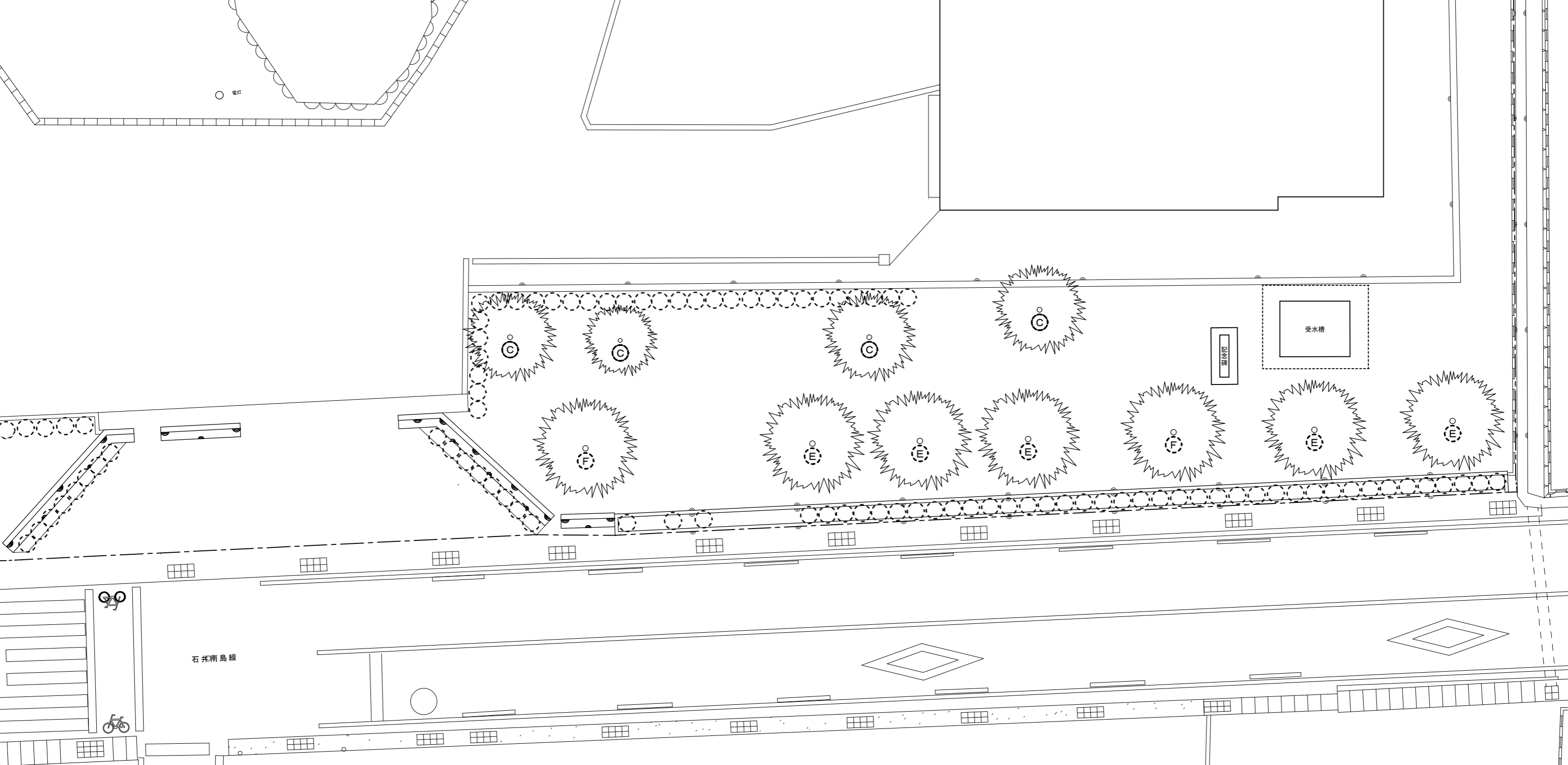
●縮尺
1/10



撤去樹木表

Ⓐ	伐採伐根 幹周20cm以上30cm未満を示す	= 0本
Ⓑ	伐採伐根 幹周30cm以上60cm未満を示す	= 1本
Ⓒ	伐採伐根 幹周60cm以上90cm未満を示す	= 13本
Ⓓ	伐採伐根 幹周90cm以上を示す	= 2本
Ⓔ	伐採のみ 幹周60cm以上90cm未満を示す	= 5本
Ⓕ	伐採のみ 幹周90cm以上を示す	= 2本
根	伐根のみ 幹周90cm以上を示す	= 2本
○	低木伐根伐採	

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号	A-17	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	植栽撤去図(1)	●縮尺	1/100	



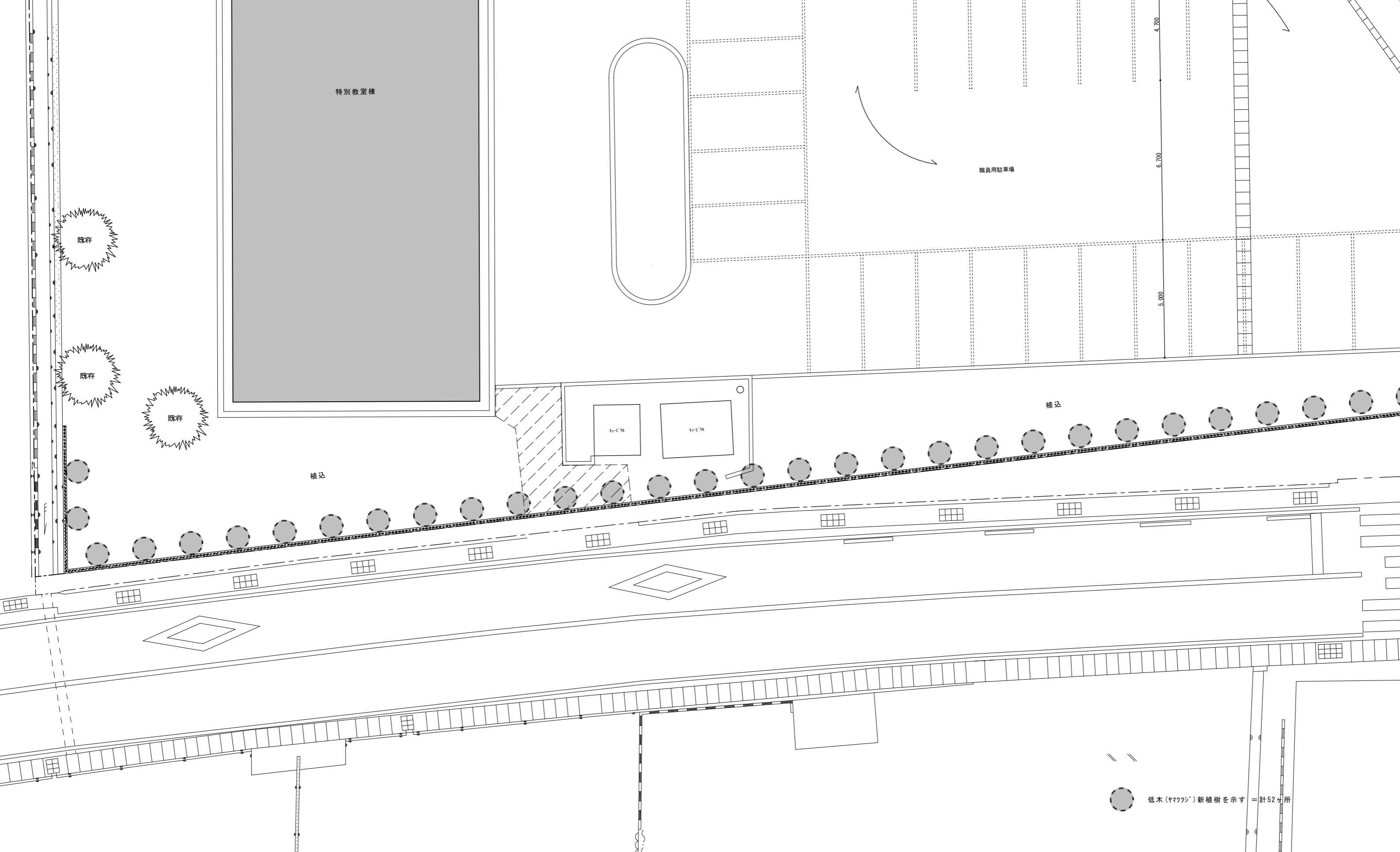
石井南島線

受水槽

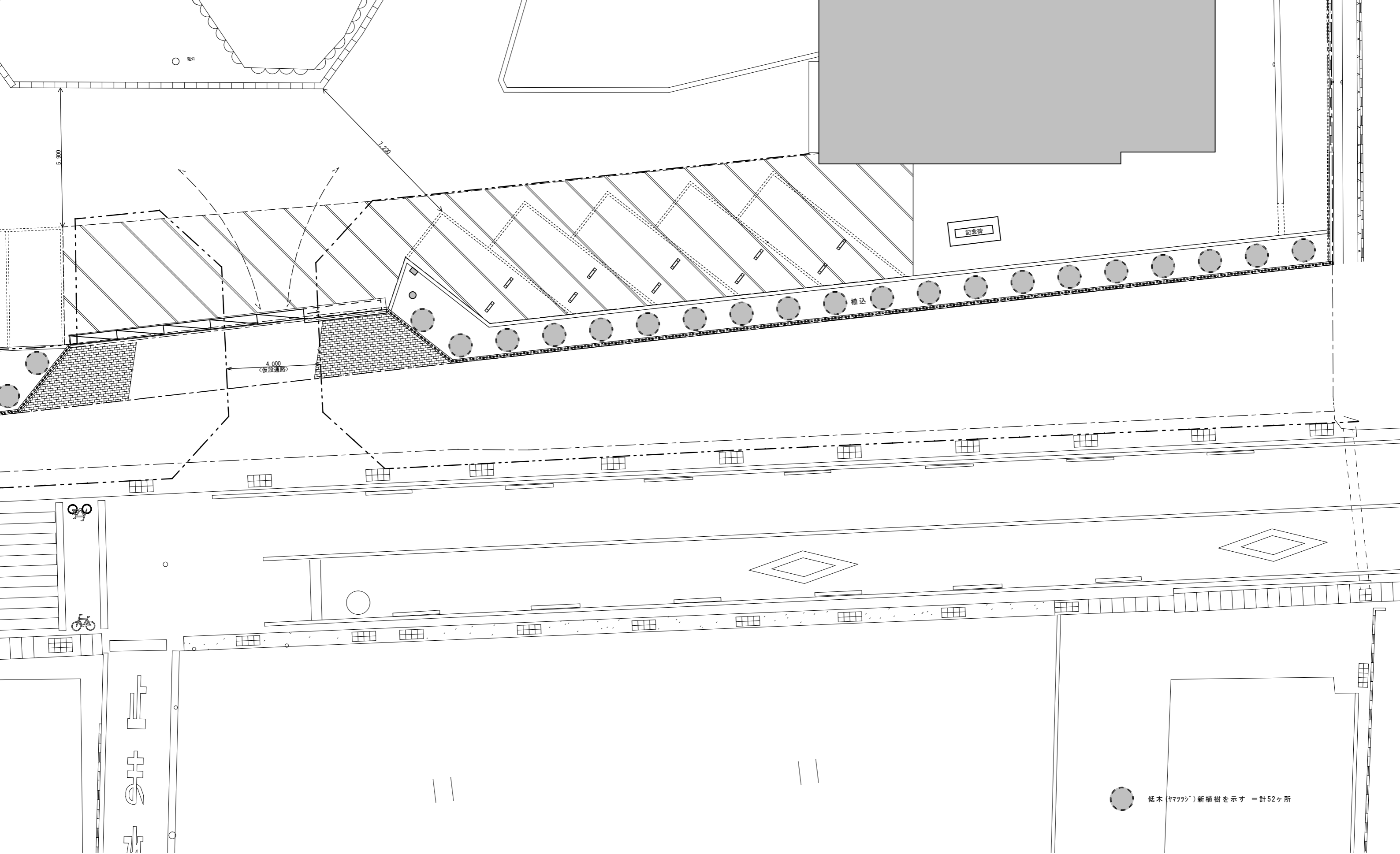
排水配管

撤去樹木表		
Ⓐ	伐採伐根 幹周20cm以上30cm未満を示す	= 0本
Ⓑ	伐採伐根 幹周30cm以上60cm未満を示す	= 1本
Ⓒ	伐採伐根 幹周60cm以上90cm未満を示す	= 13本
Ⓓ	伐採伐根 幹周90cm以上を示す	= 2本
Ⓔ	伐採のみ 幹周60cm以上90cm未満を示す	= 5本
Ⓕ	伐採のみ 幹周90cm以上を示す	= 2本
根	伐根のみ 幹周90cm以上を示す	= 2本
○	低木伐根伐採	

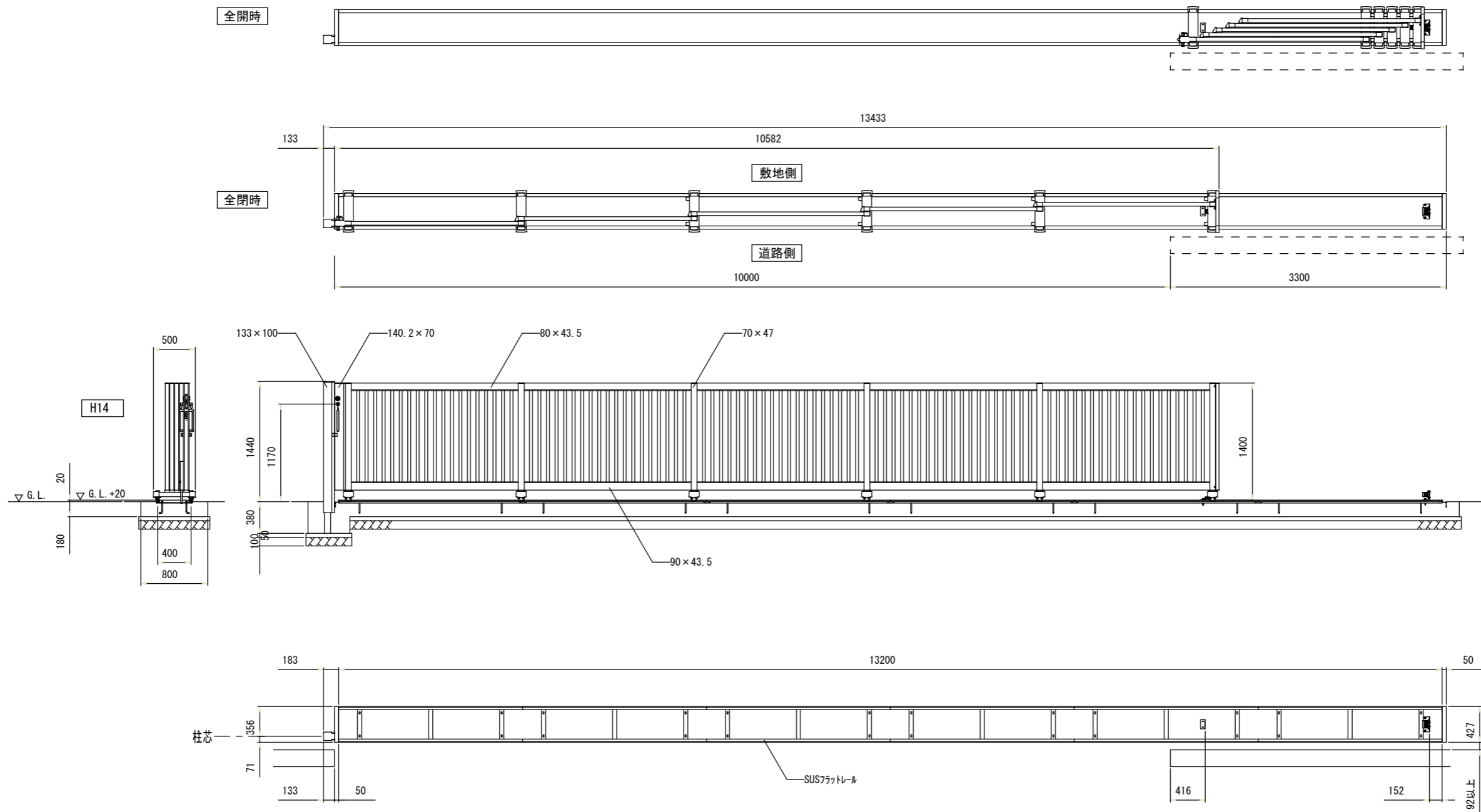
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-18	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 樹木撤去図(2)	●縮尺 1/100	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-19	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 植栽配置図(1)	●縮尺 1/100	

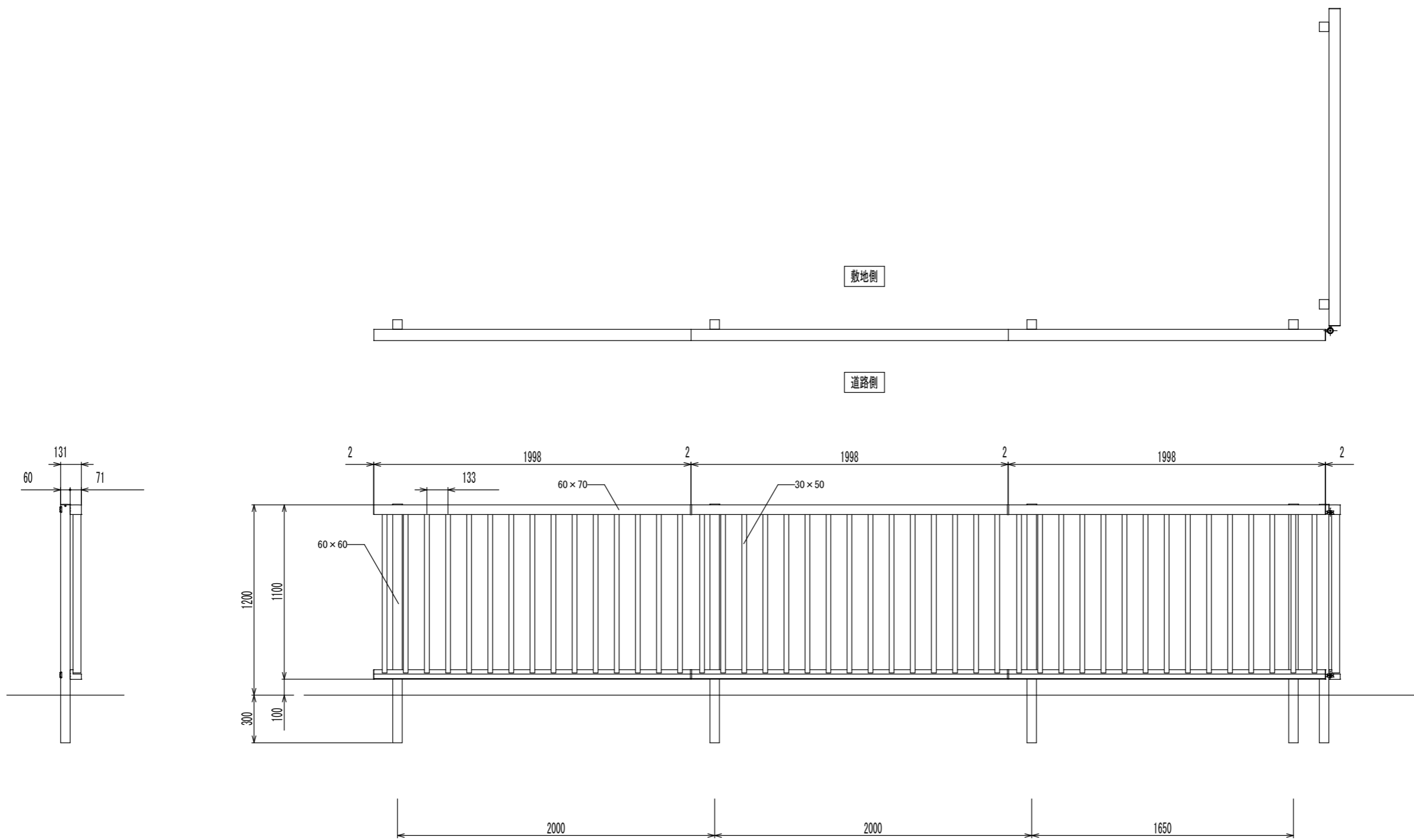


<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 常盤 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事</p>	<p>●図面番号 A-20</p>	<p>(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>
	<p>●図面名 植栽配置図(2)</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	



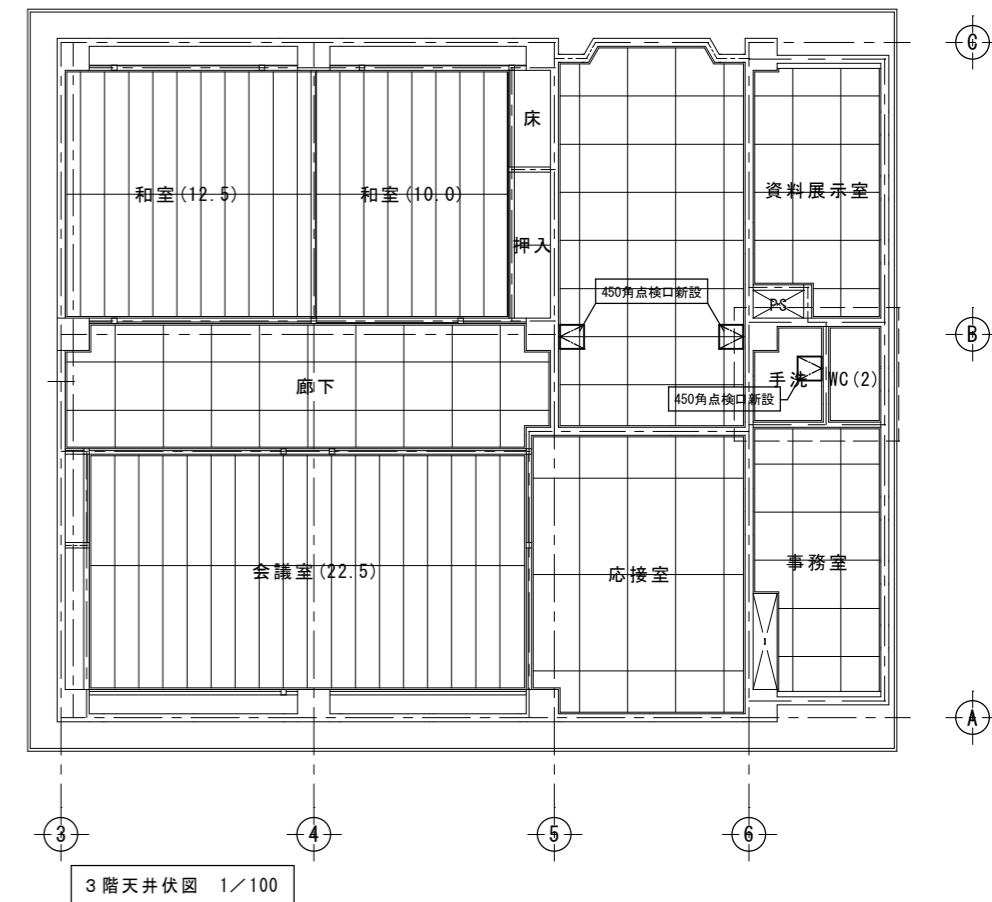
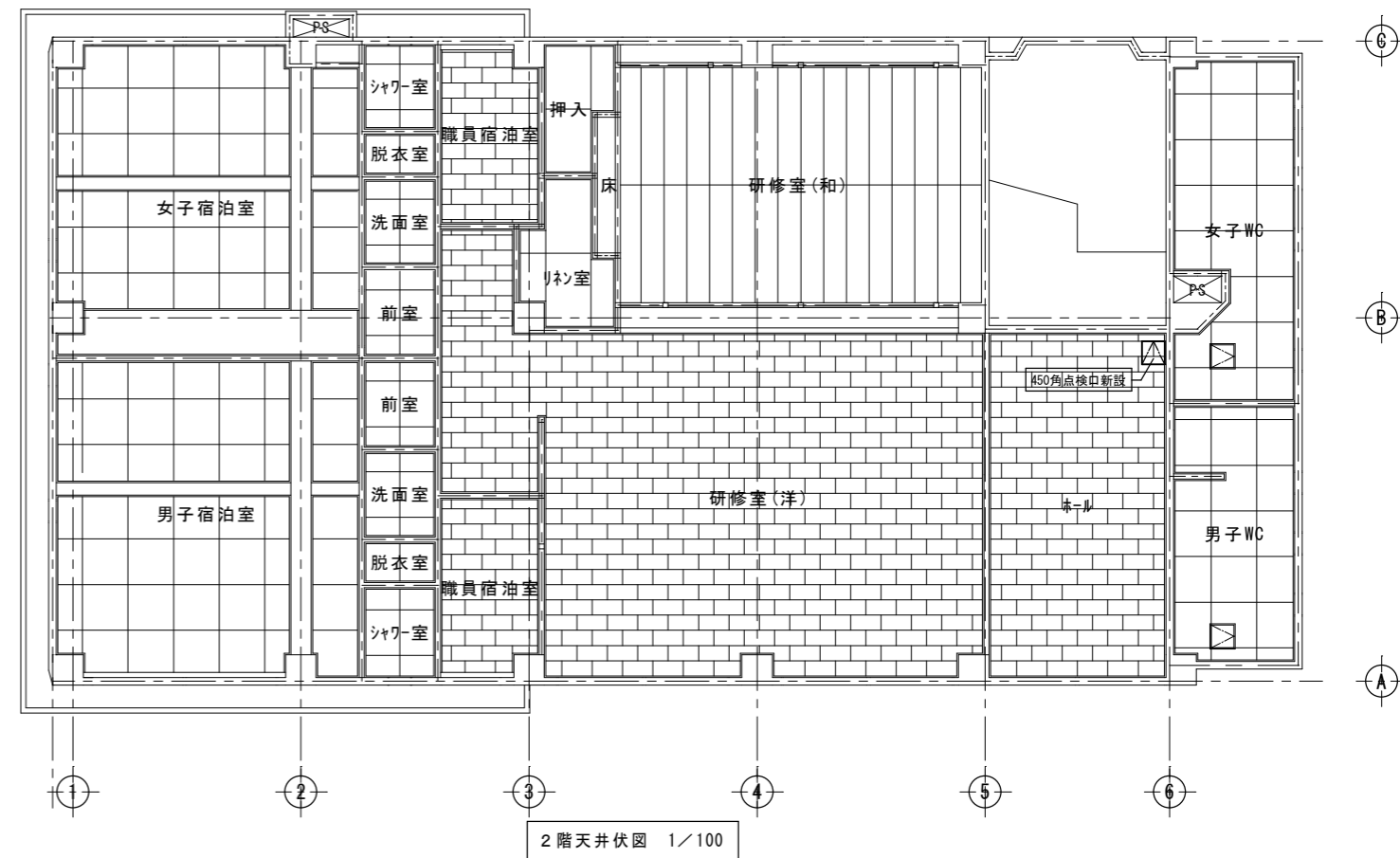
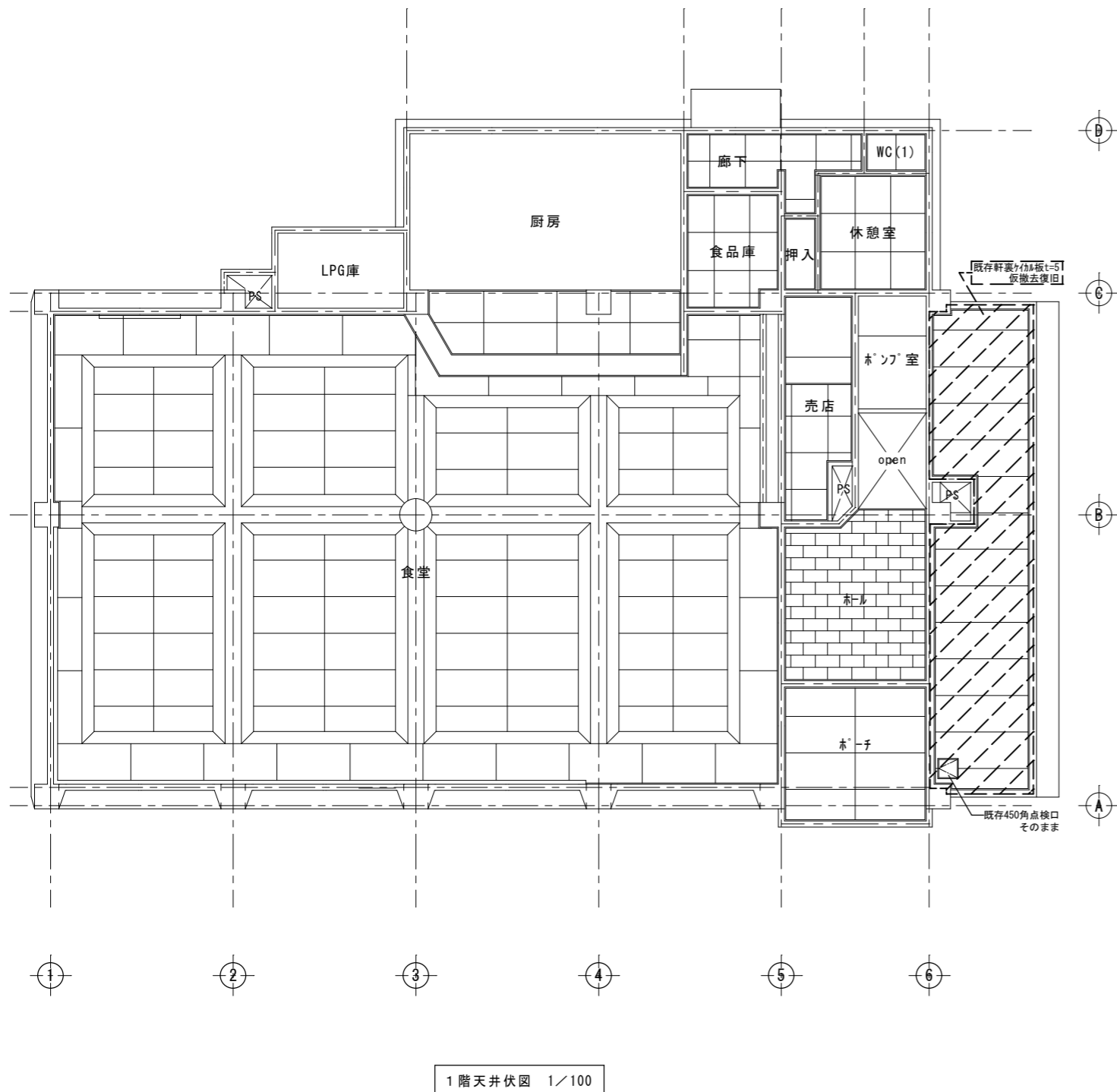
材質/アルミ押出型材、レール/SUSフラットレール
 四国化成/SA1F-14-S10S 程度

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-21	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 門扉参考図	●縮尺 1/40	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



材質/7mm押出形材
 四国化成/GTF2-1220 程度

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 常備 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 A-22	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 場参考図	●縮尺 1/20	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	A-23	
	天井伏図(研修会館)	1/100	

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
受 変 電 設 備	
自 家 発 電 設 備	
電 灯 ・ コ ン セ ン ト 設 備	温水洗浄便座用コンセント増設 電源工事一式。
動 力 設 備	
通 信 ・ 情 報 設 備	
避 雷 設 備	
撤 去 工 事	受水槽撤去に伴う 撤去工事一式。

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様I(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2, <I>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4, 監理指針 <I>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)
梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
(1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
(2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機
・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

11. 各種荷重計算

対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)

12. 強度計算

対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材
・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)

13. コンクリート工事

受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出
・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

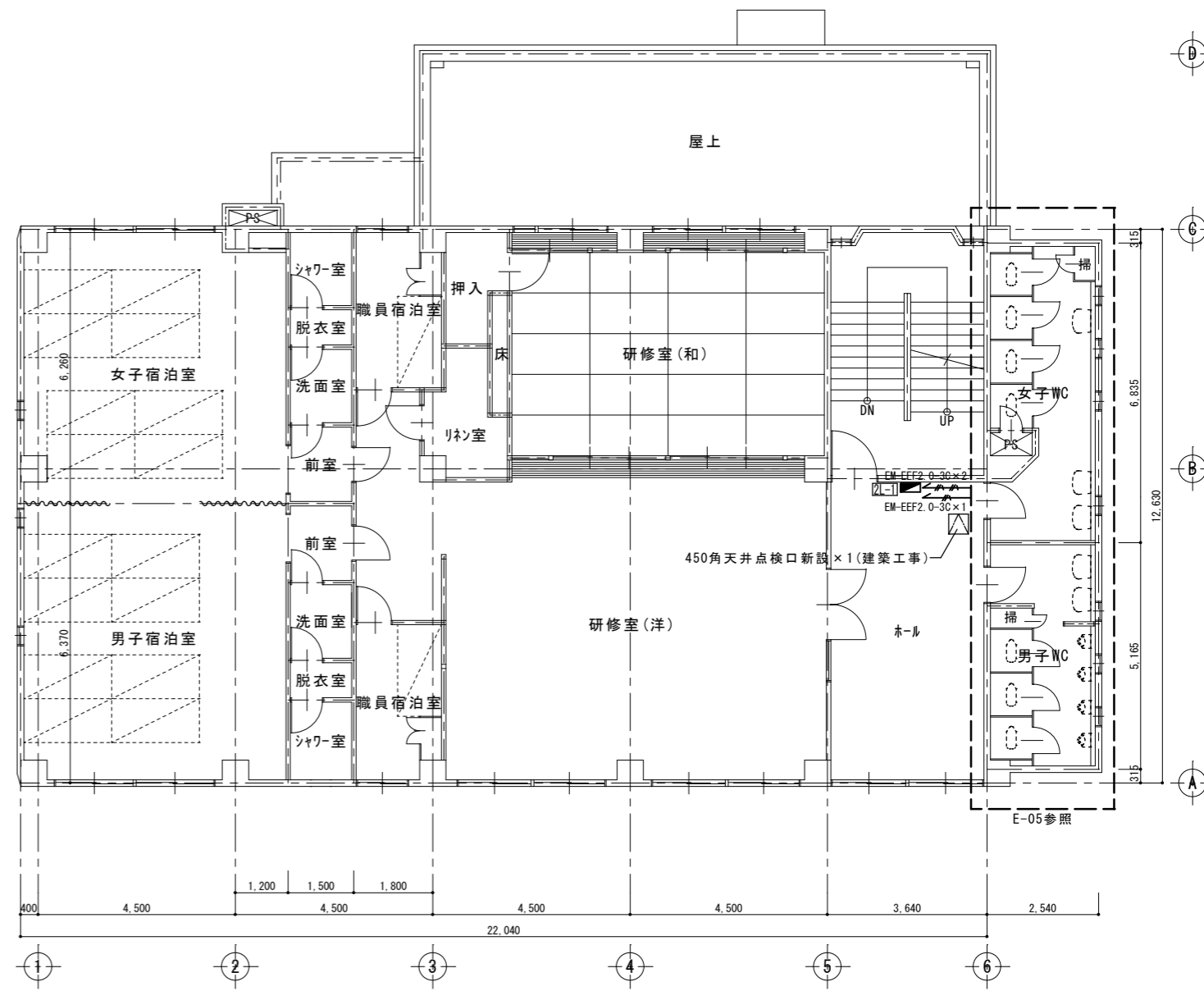
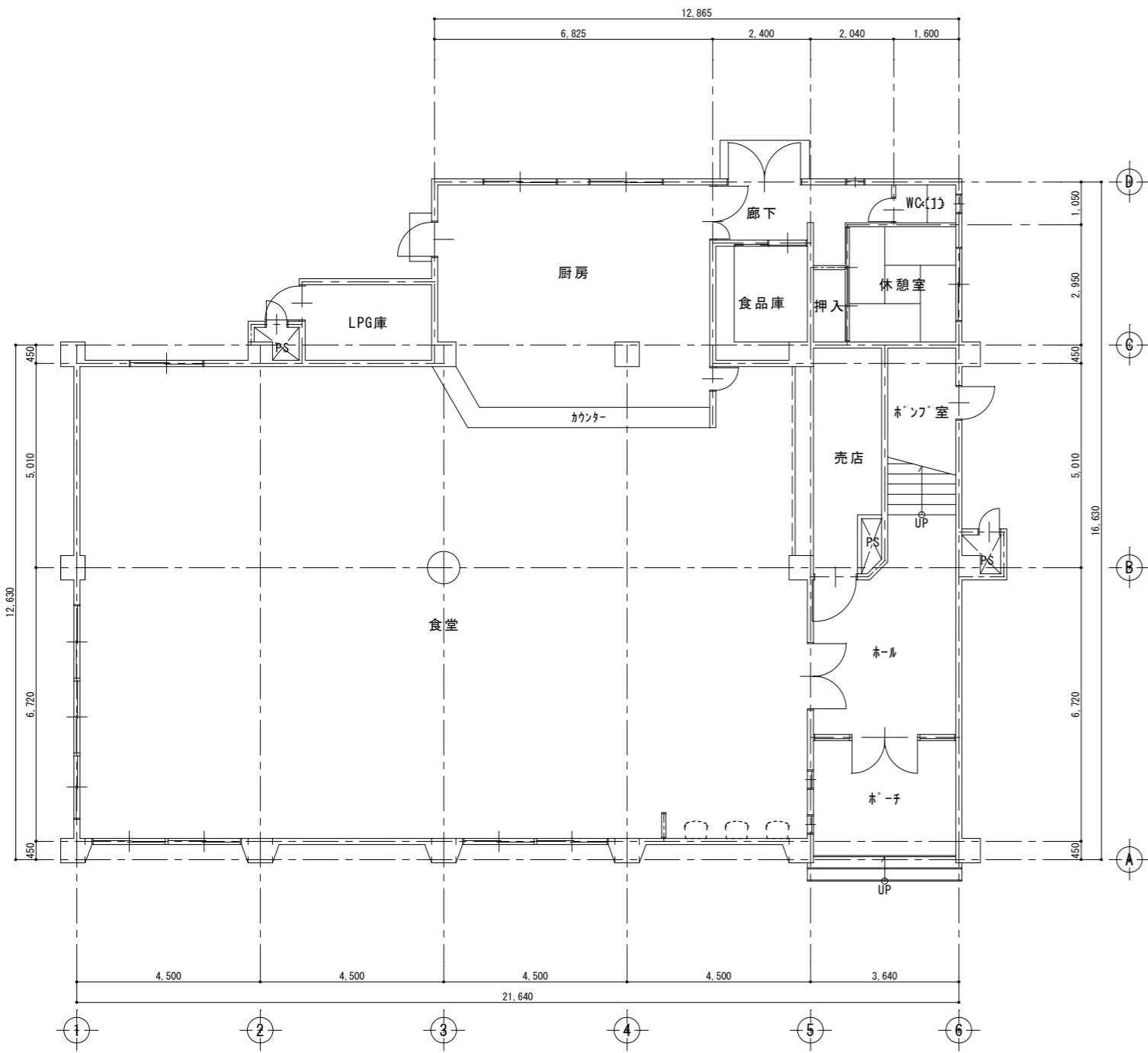
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9, <2>2.12.4)
- フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10, <2>2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1, 標準図 電力71～74, 監理指針 <I>2.9.1, <2>2.1.12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₀接地極の材料はEBとしD=10, L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、梁台等は塗装を行う。
(・ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。
屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>1.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5により行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

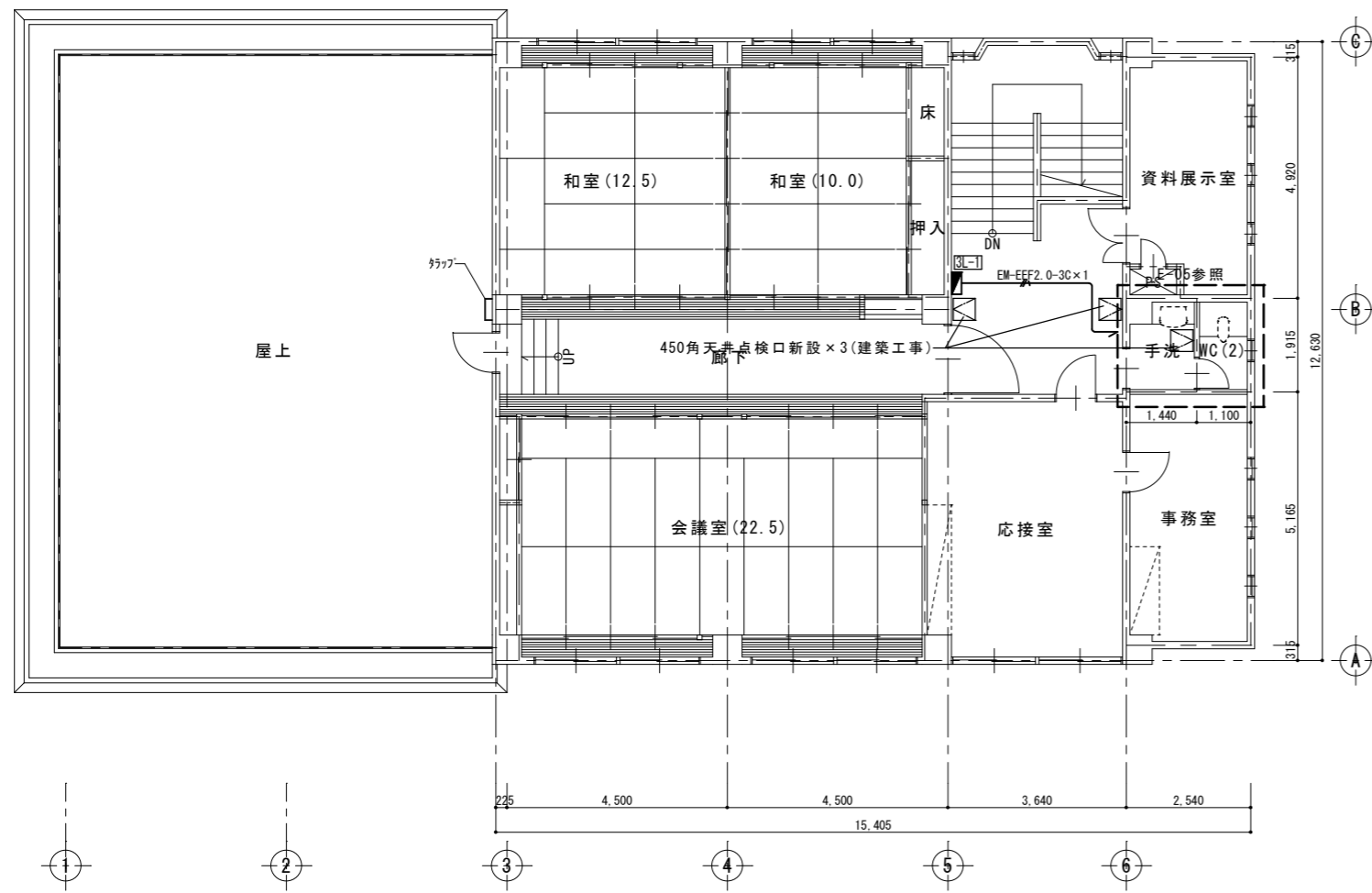
品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

	●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
徳島県土木整備部営繕課	R 2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	E-01	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	●縮尺	
	電気工事仕様書(1)	NON	



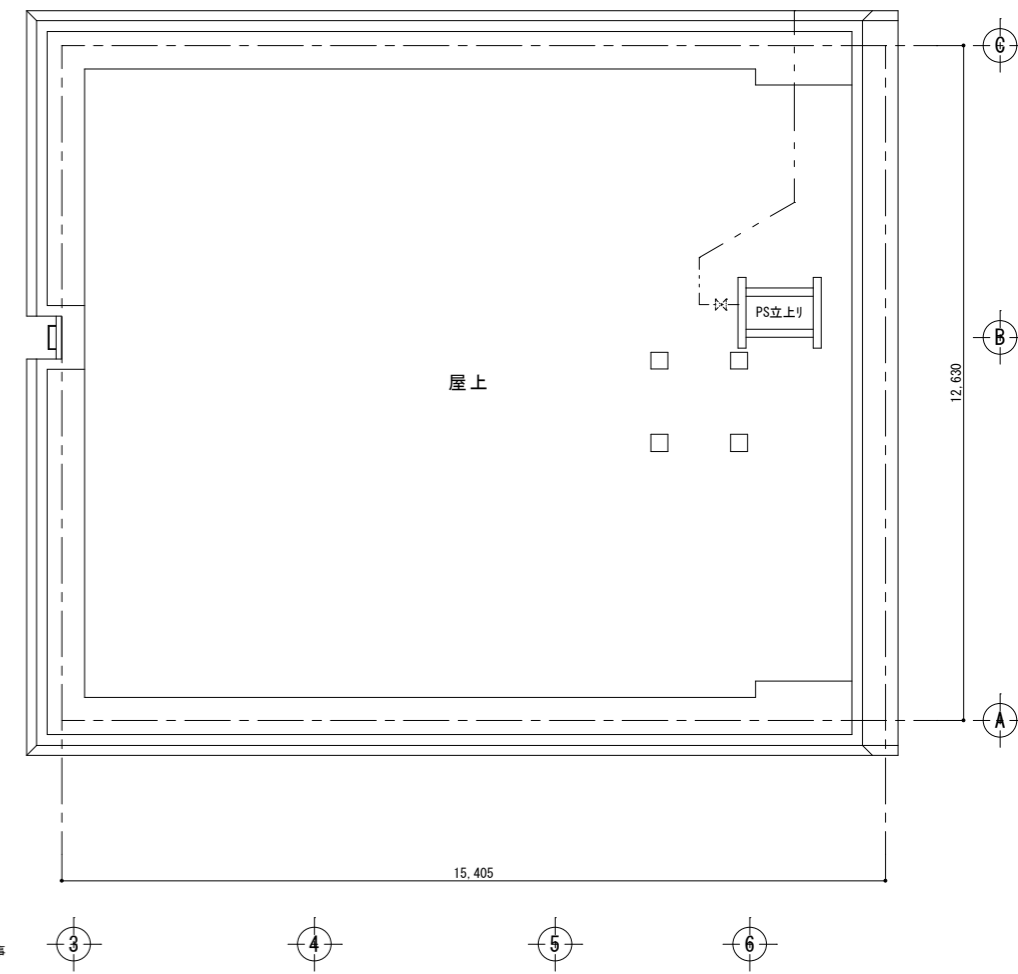
今回工事範囲を示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 E-02	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 1. 2階平面図	●縮尺 1/100	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



3階平面図 1/100

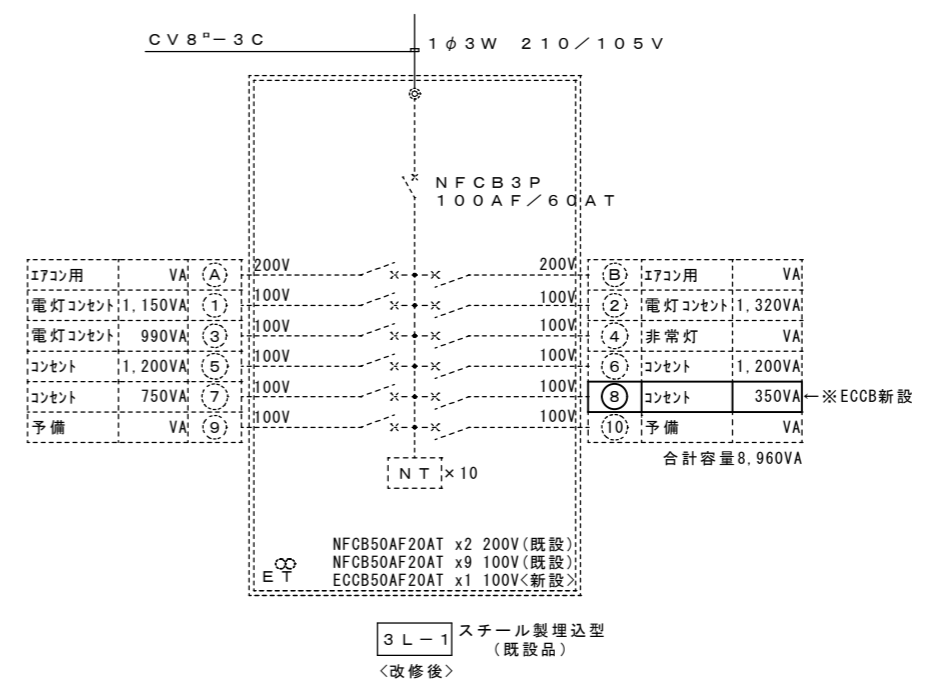
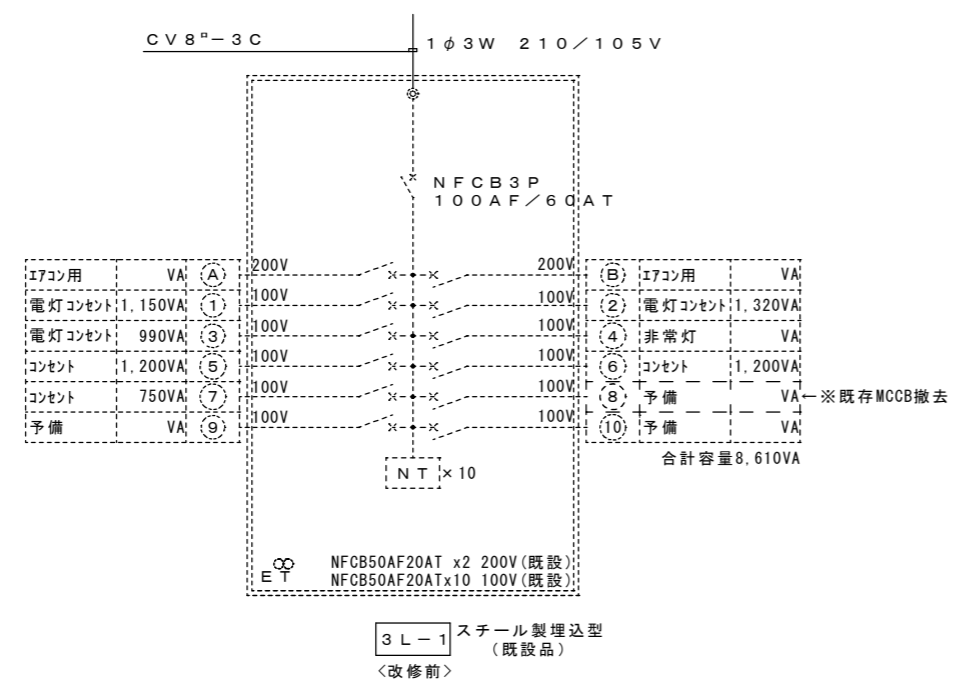
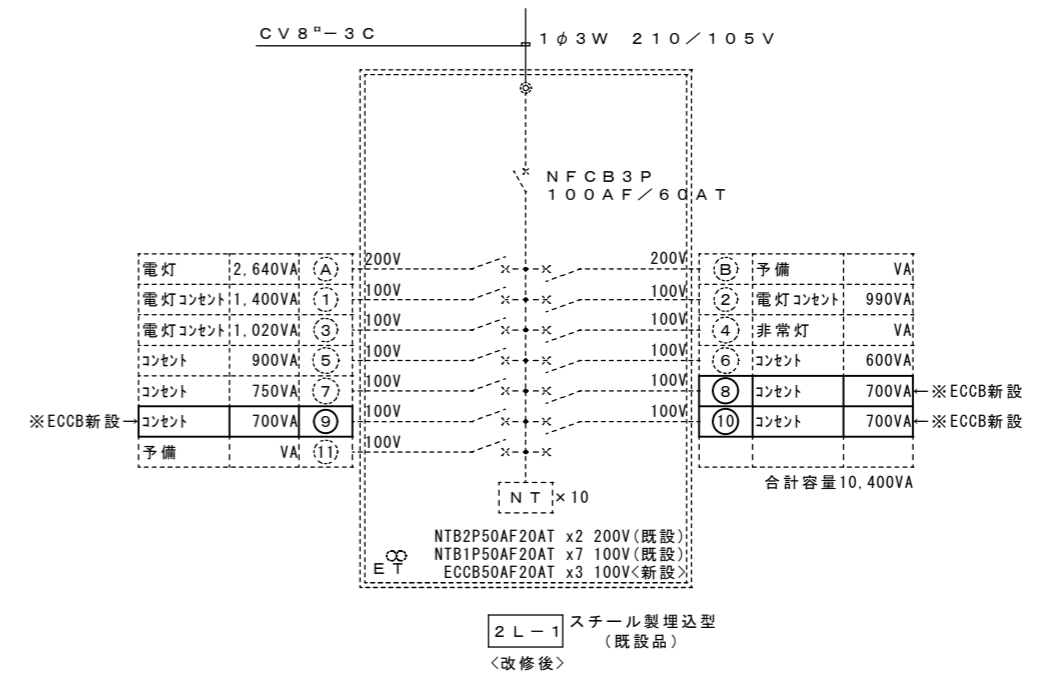
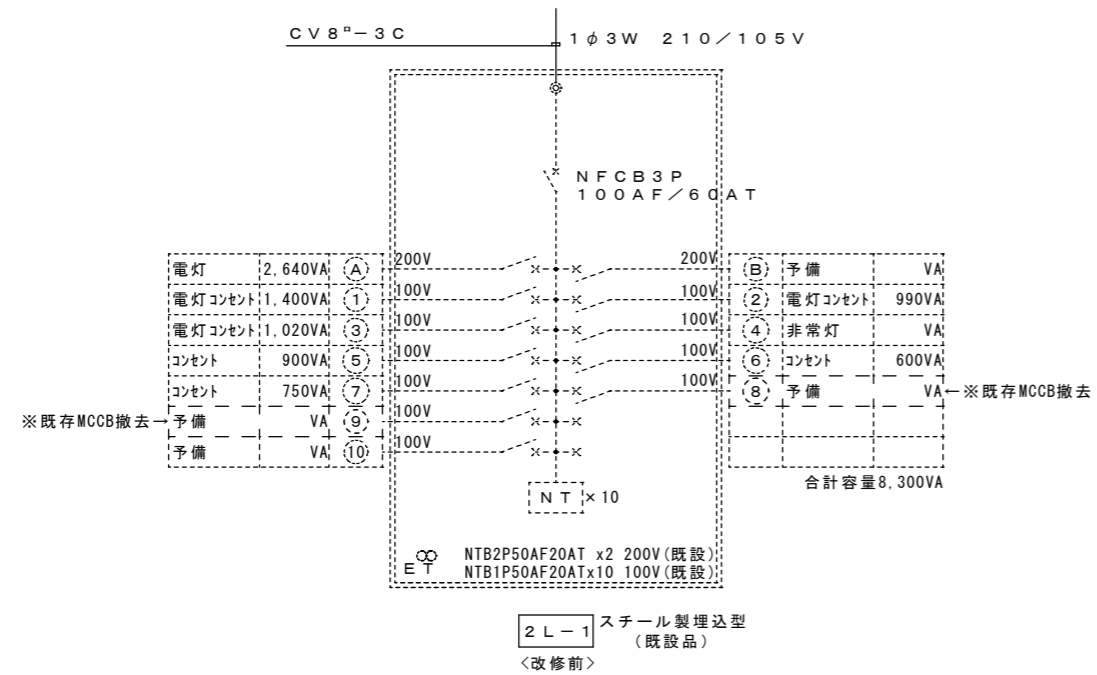
今回工事範囲を示す



R階平面図 1/100

R2 営繕 名西高等学校 石・石井 受水槽他改修工事

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 E-03	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 3. R階平面図	●縮尺 1/100	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211600号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



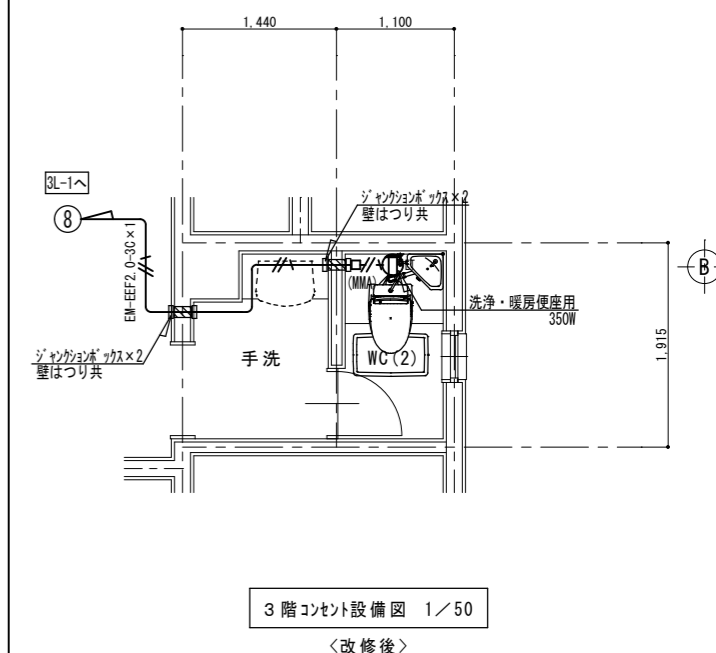
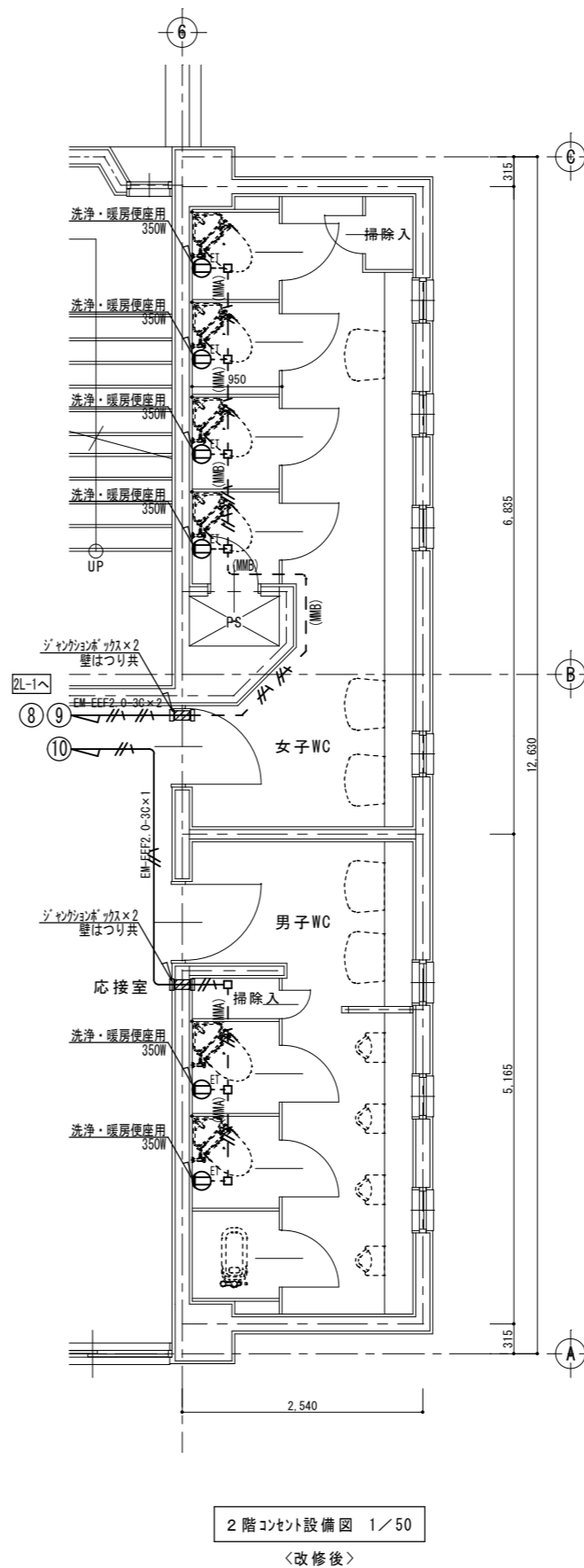
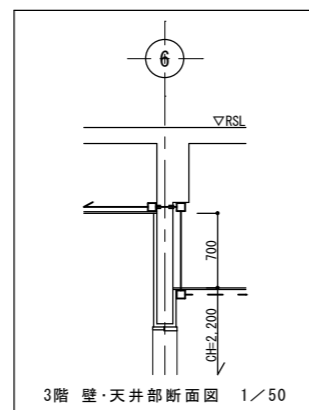
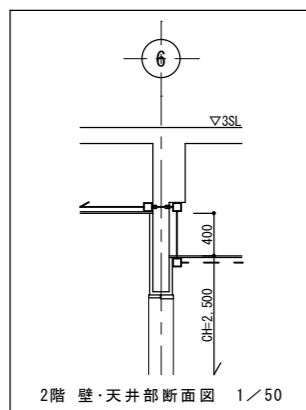
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 E-04	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 盤絡線図	●縮尺 NON	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

凡例 (コンセント設備)

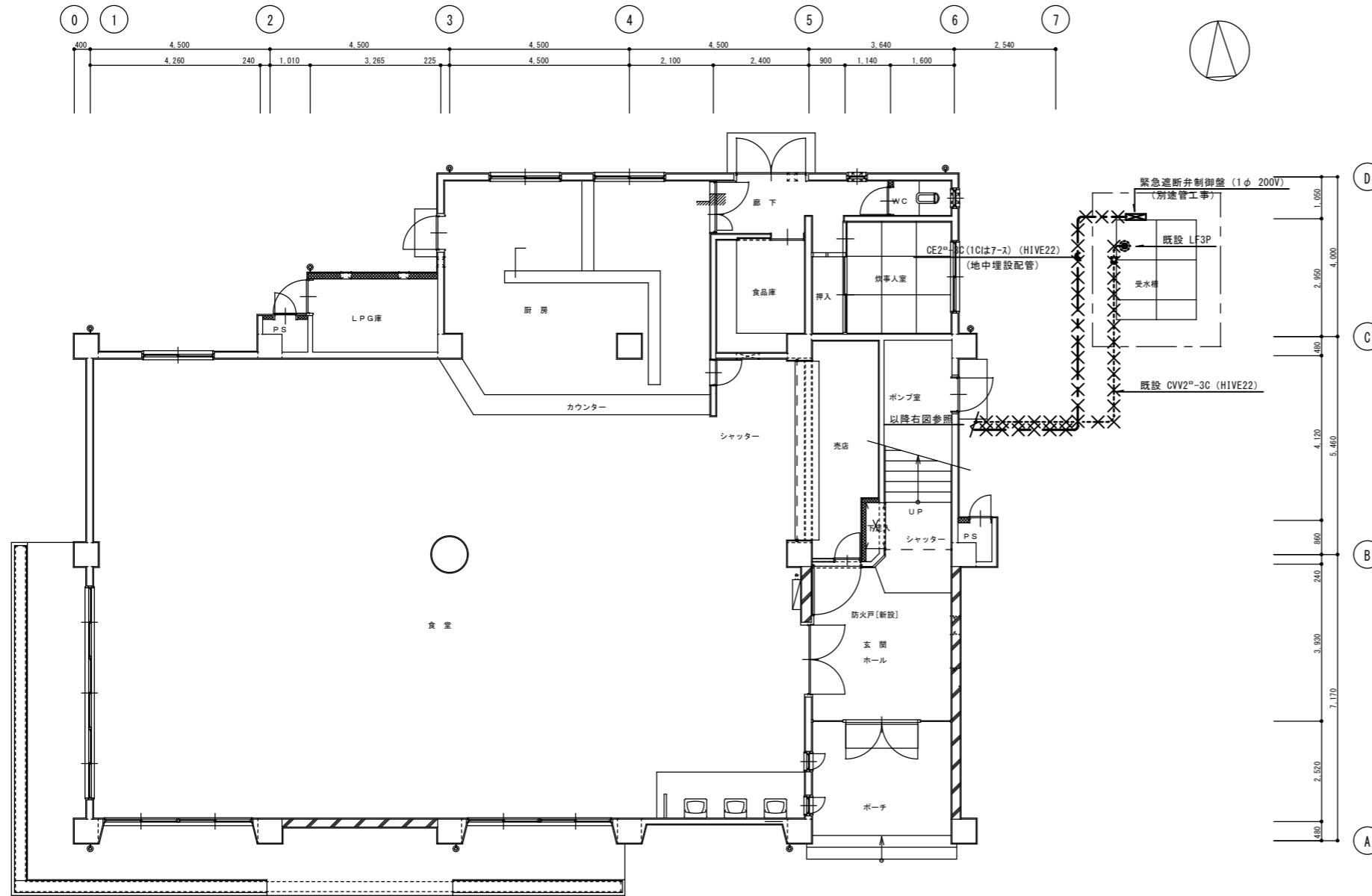
記号	名称	仕様
□	引込開閉器盤	(盤参照)
○	電灯分電盤	既設 (盤、平面図参照)
⊖	コンセント	2P15A×1 新金属プレート・ボックス共
⊖E	"	2P15A×1 + E×1 新金属プレート・ボックス共
⊖ET	"	2P15A×1 + E×1+ET×1 金属防滴プレート (3コ用)・ボックス(金属モール用)共
⊖2ET	"	2P15A×2 + E×2+ET×1 金属防滴プレート (3コ用)・ボックス(金属モール用)共
○	———	天井隠ぺい配線及び埋込配管
○	- - - -	露出配線・配管
	- - - -	床隠ぺい配線・配管
	———	地中埋設配管・配線
	———	電線・ケーブル (電線管) のサイズ及び本数を示す
	⌒	空配管を示す
○	——— (MMA)	EM-EEF 2.0-3C (金属モールA型)

※1. 上記の○印を本工事に適用する。その他の配線器具類については、図中特記又は凡例にて示す。

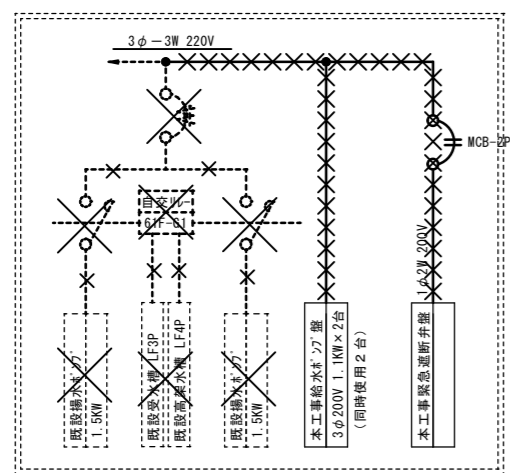
特記事項:
電灯・コンセント回路 露出配線は、金属モールA型で保護すること。なお、特記箇所はB型とする。



徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 E-05	(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 凡例、2. 3階コンセント設備図	●縮尺 1/50	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

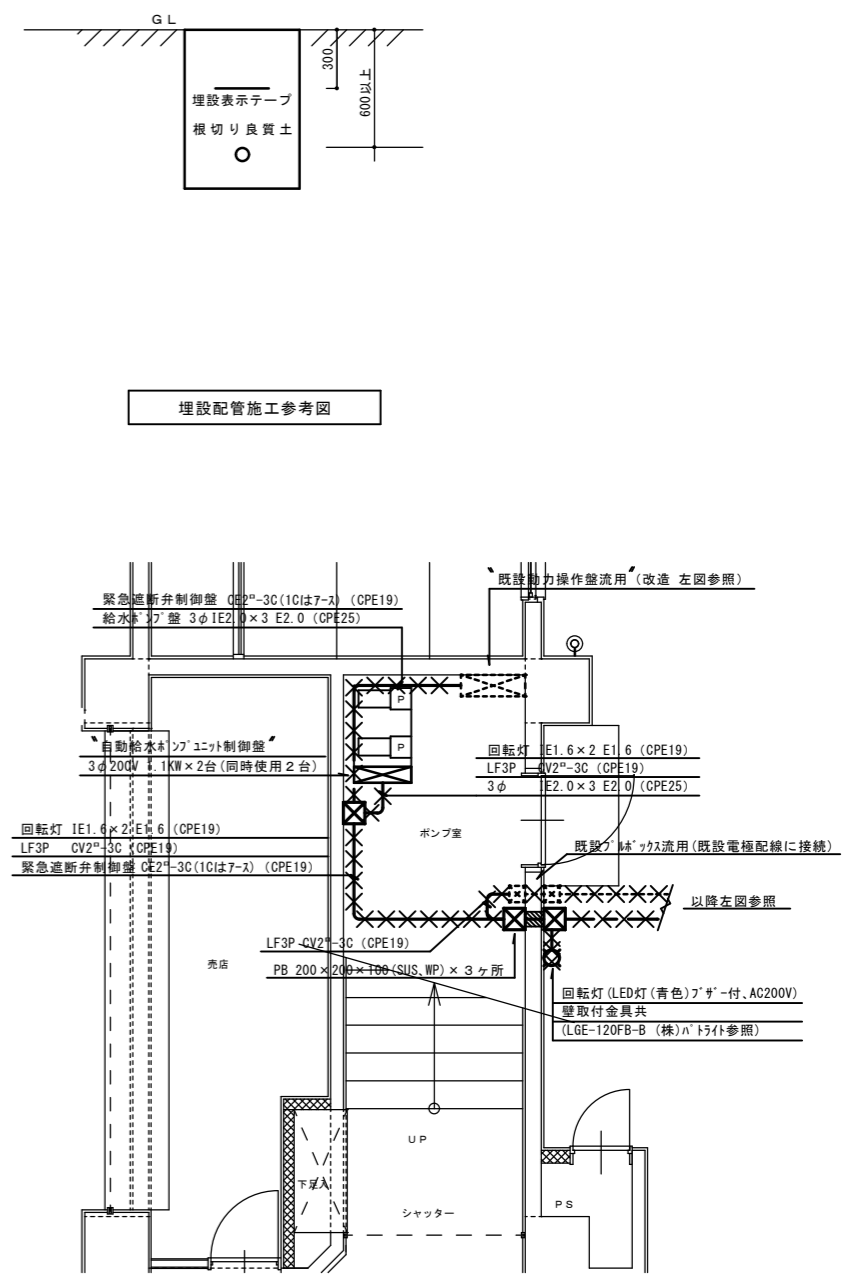


撤去 電気設備図 1 : 100



既設動力操作盤(改修)結線図

- ※
- 1、図中実線 器具配線は新設、点線 器具及び配線は既設流用、~~---~~ 配線は既設流用、~~---~~ 部分の既設器具、配管配線は撤去とする。
 - 2、既設盤改修内容
 - 1) 既設排水ポンプ送り回路機器、配線等全て撤去
 - 2) 緊急遮断弁電源(200V)送り撤去 (ブレーカ MCB-2P-50AF20AT x 1 撤去)
 - 3) 自動給水ポンプユニット制御盤電源送り撤去



撤去 電気設備図 1 : 50

- ※
- 1、図中実線 器具配線は新設及び既設流用、点線 配線は既設流用、~~---~~ 部分の既設器具、配管配線は撤去とする。
- また、再取付の器具は清掃の上取付。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 E-06	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 受水槽電気設備撤去図	●縮尺 1/50	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

管工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
衛生器具設備	図示位置の既存和風大便器から洋風便器への改修工事一式。
給 水 設 備	
排 水 設 備	
給 湯 設 備	
消 火 設 備	
ガ ス 設 備	
浄 化 槽 設 備	
撤 去 工 事	受水槽撤去による撤去工事一式。

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様I(一般共通事項)

- 本工事に必要な工用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.4)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)

品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。

また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)

使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)

上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)

梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にのらい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(

1
0

{\displaystyle 1.0}

・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（・防災機器・火気を使用する機器・タンク類・

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

11. 各種荷重計算

対象機材（・屋上、塔屋等に設置する機器・

12. 強度計算

対象機材（・配管及びダクト支持材・煙道支持材・コンクリート工事
受水槽基礎（・強度試験（・公共試験機関・JIS工場）・構造体強度補正値(S)による補正・調合表提出・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の規格品証明書提出）

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（・受水槽・高架水槽・給水ポンプ装置・
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（・ダクトスペース、パイプシャフト内・）

屋内、屋外及びビツト内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

(・一般居室、廊下等・)

亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕 <5>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針 <5>2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <I>1.7.4)

なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.6Iにより行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考
○ 給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		
排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃 (屋外)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管	
〃 (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

VI. 機材等

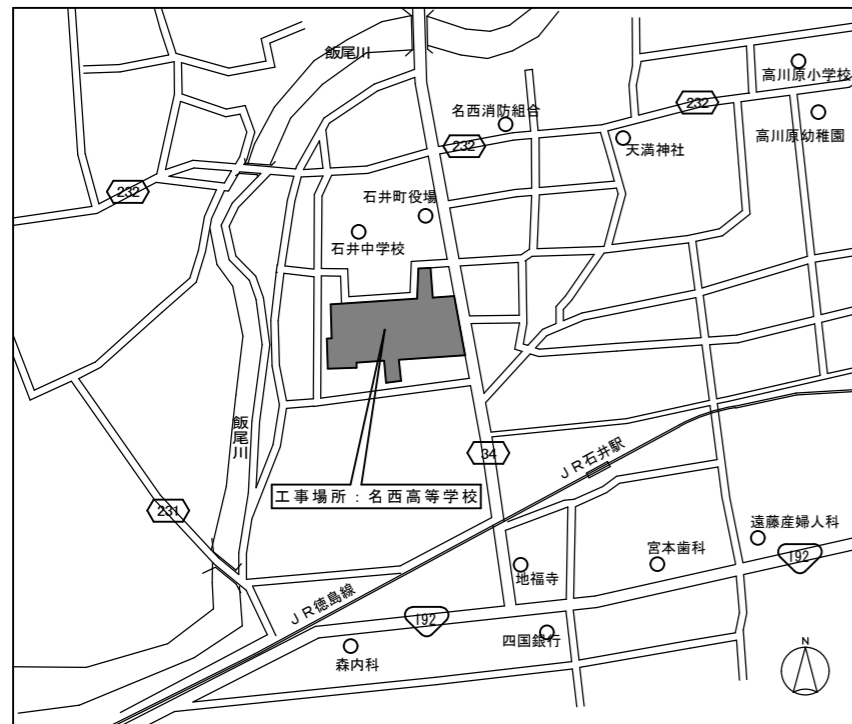
- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の監督員の承諾を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) <p>密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)</p>
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁枳ふた

		●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	徳島県土木整備部営繕課	R 2営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	M-01	
		●図面名	●縮尺	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		管工事仕様書(1)	NON	

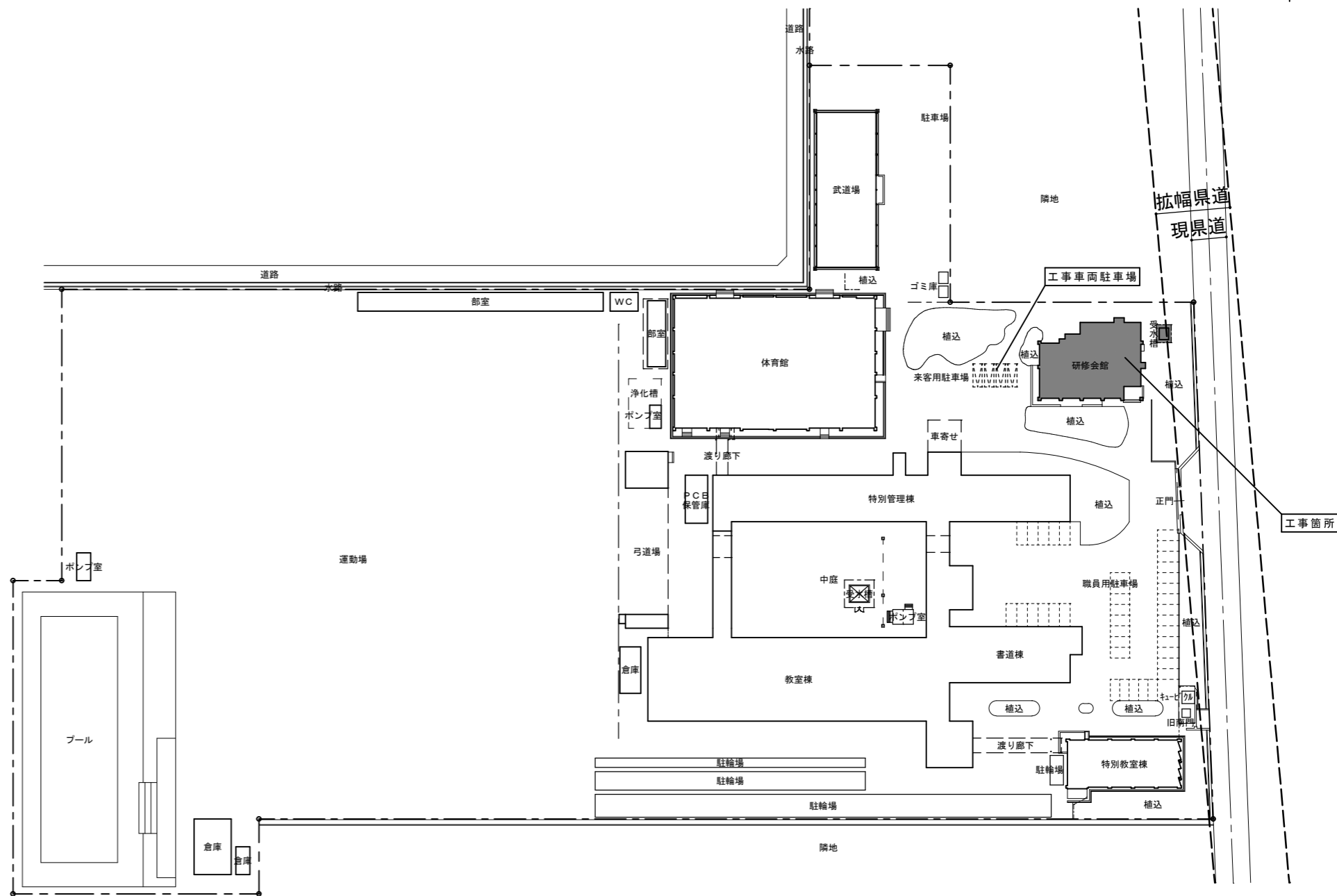
特記事項

- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



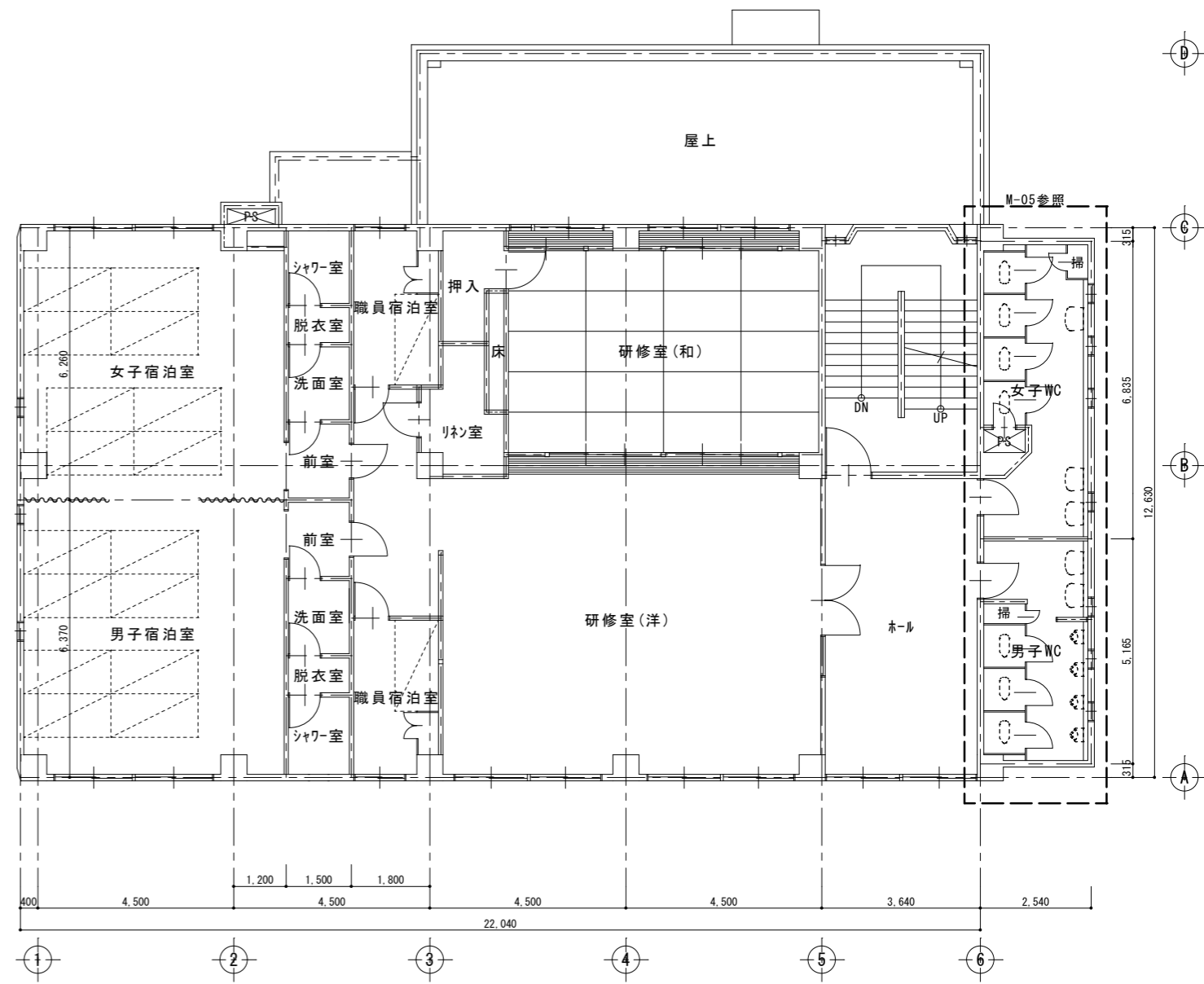
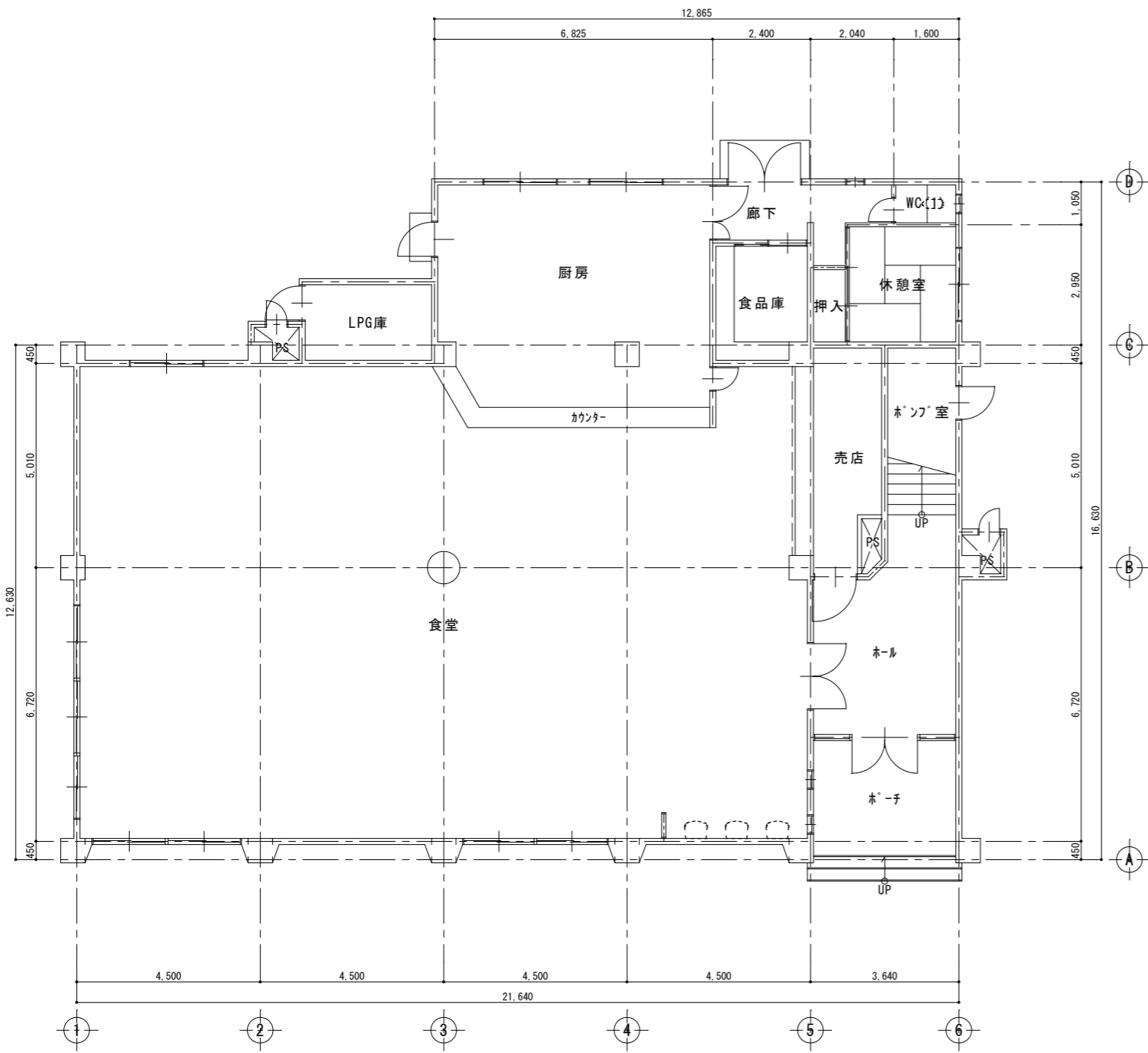
住所：徳島県名西郡石井町石井字石井21-11

付近見取図 1/4000



全体配置図 1/800

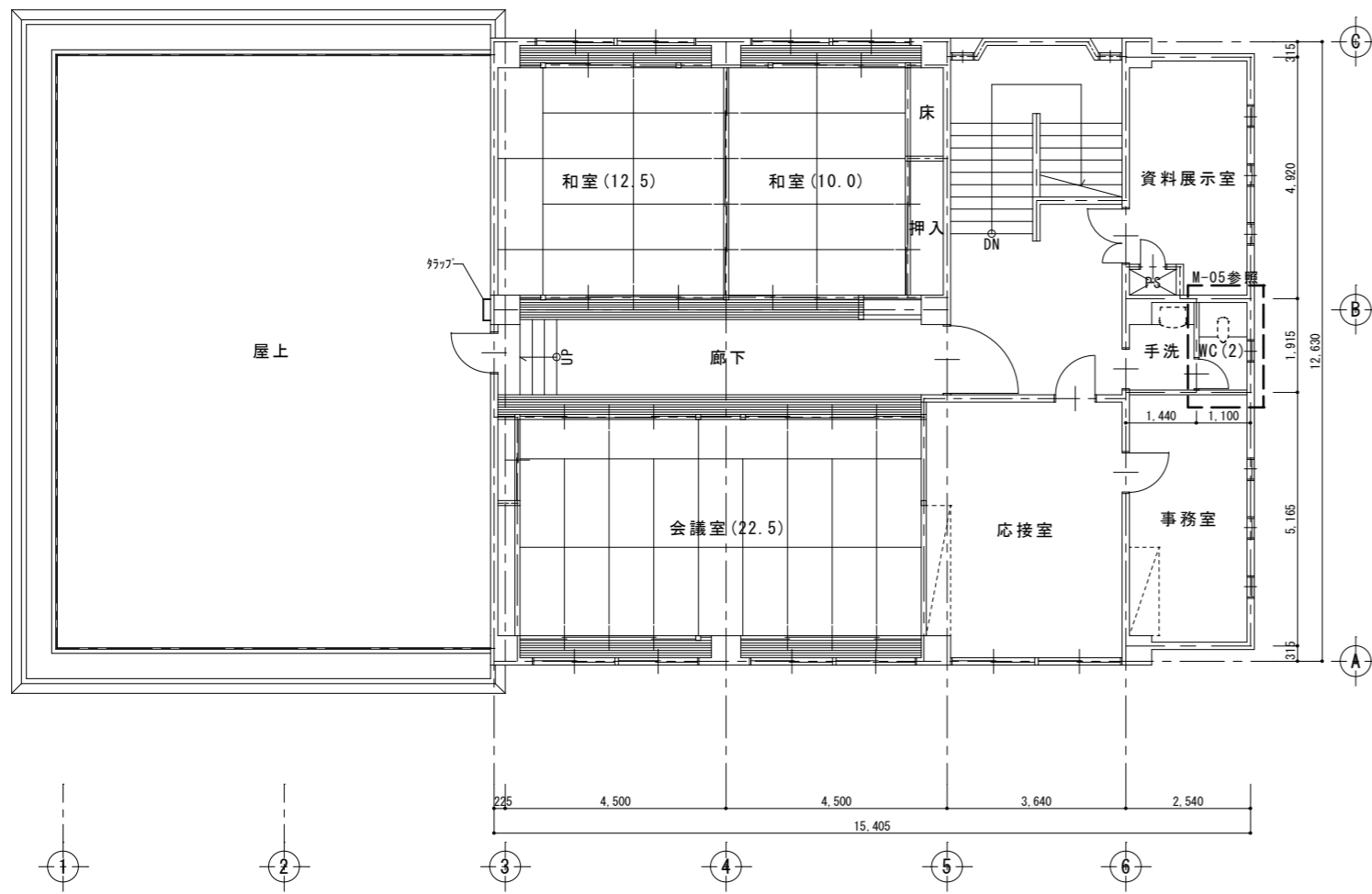
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-02	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 付近見取図、全体配置図	●縮尺 1/4000、1/800	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



[-] 今回工事範囲を示す

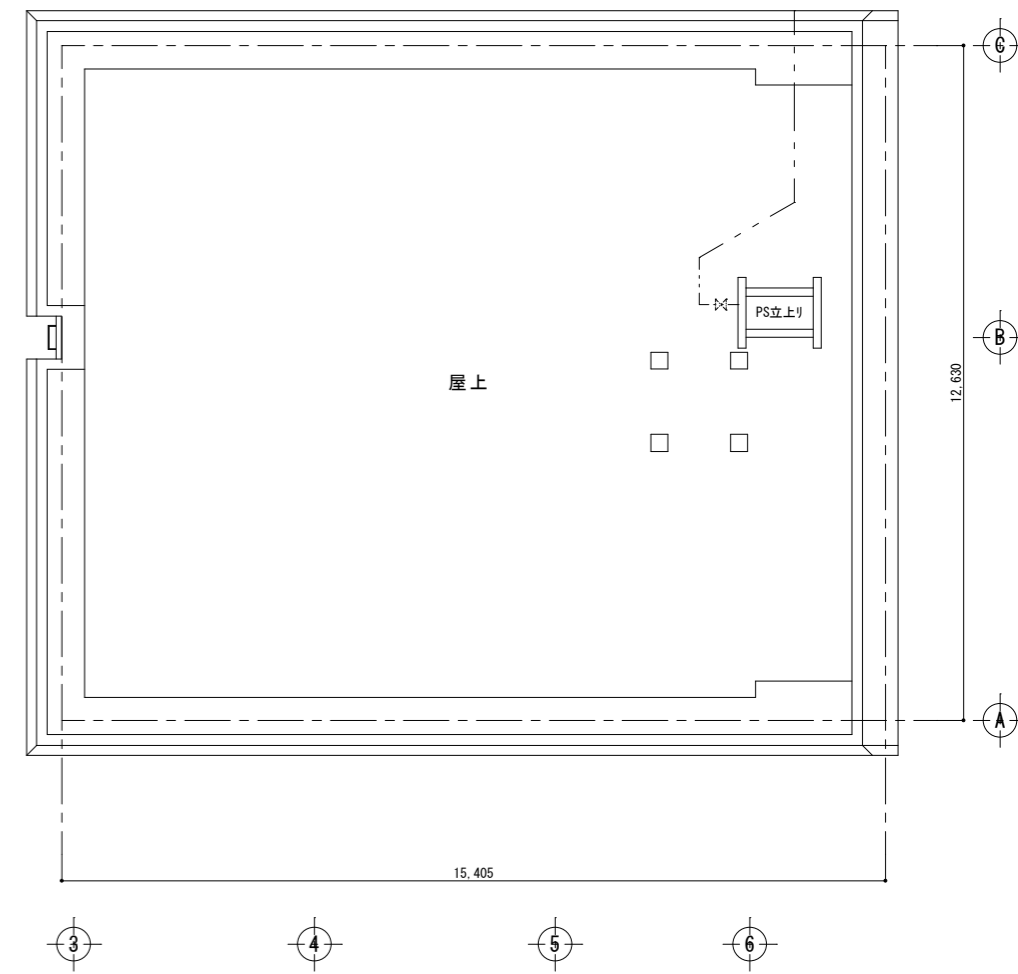
※工事着工前に石井町水道課指定給水装置工事業者により届出する事とする。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-03	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 1, 2階平面図	●縮尺 1/100	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地311 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



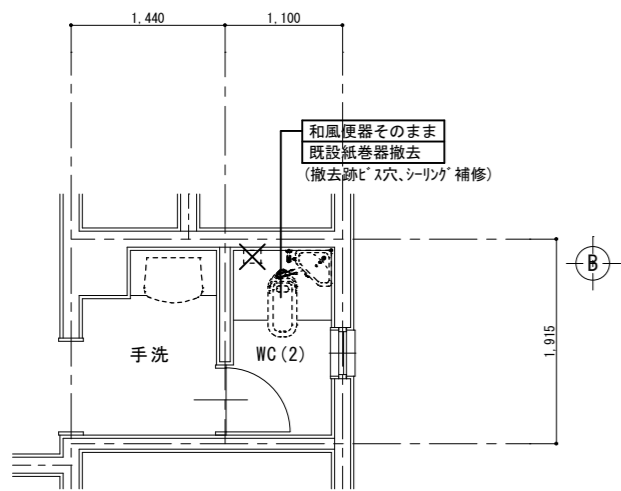
3階平面図 1/100

[- - -] 今回工事範囲を示す



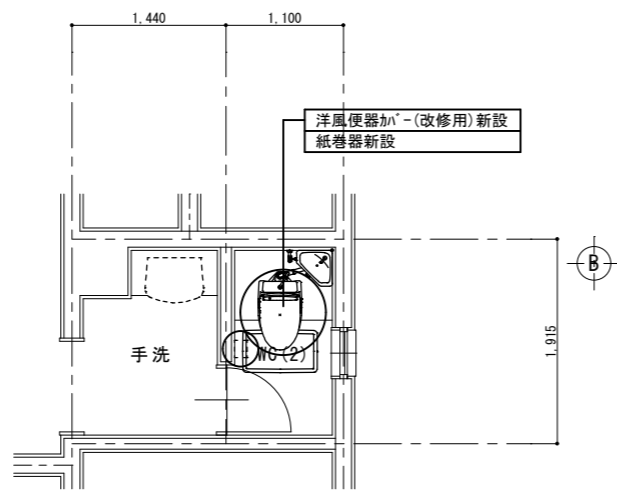
R階平面図 1/100

徳島県土整備部宮崎課	●工事名 R 2 宮崎 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-04	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 3、R階平面図	●縮尺 1/100	



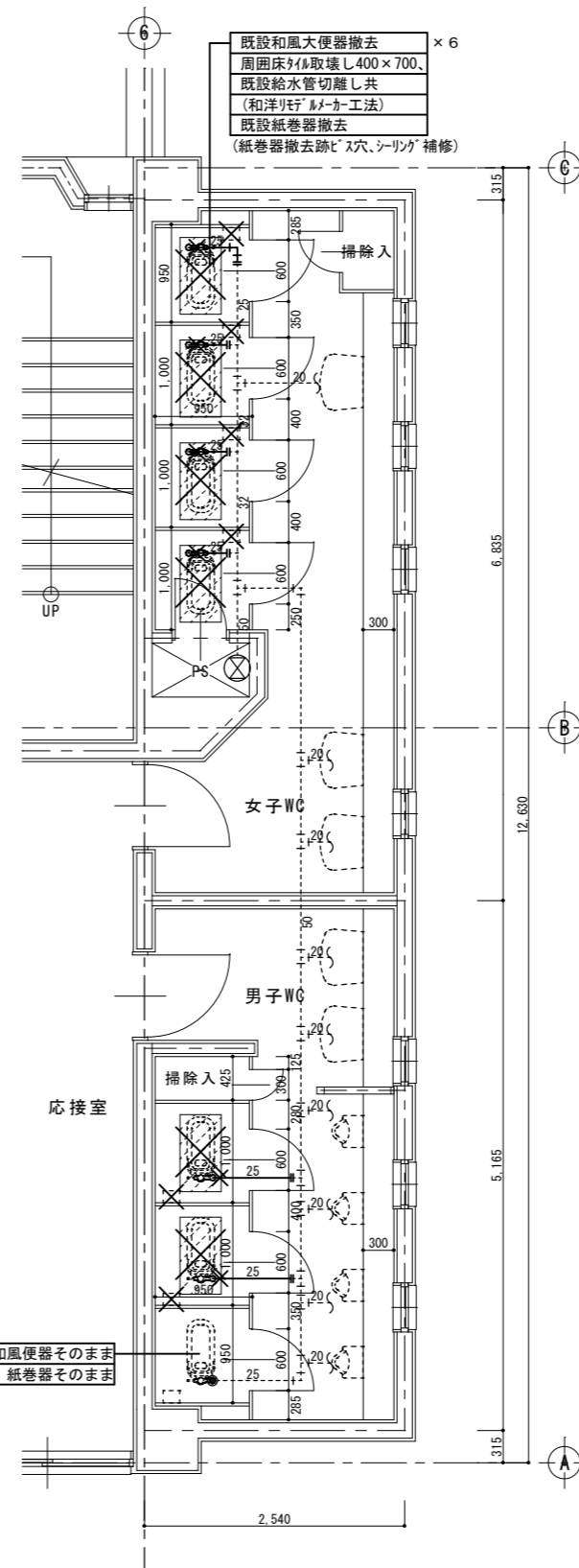
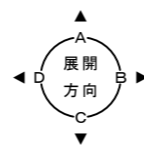
3階平面詳細図 1/50

<改修前>



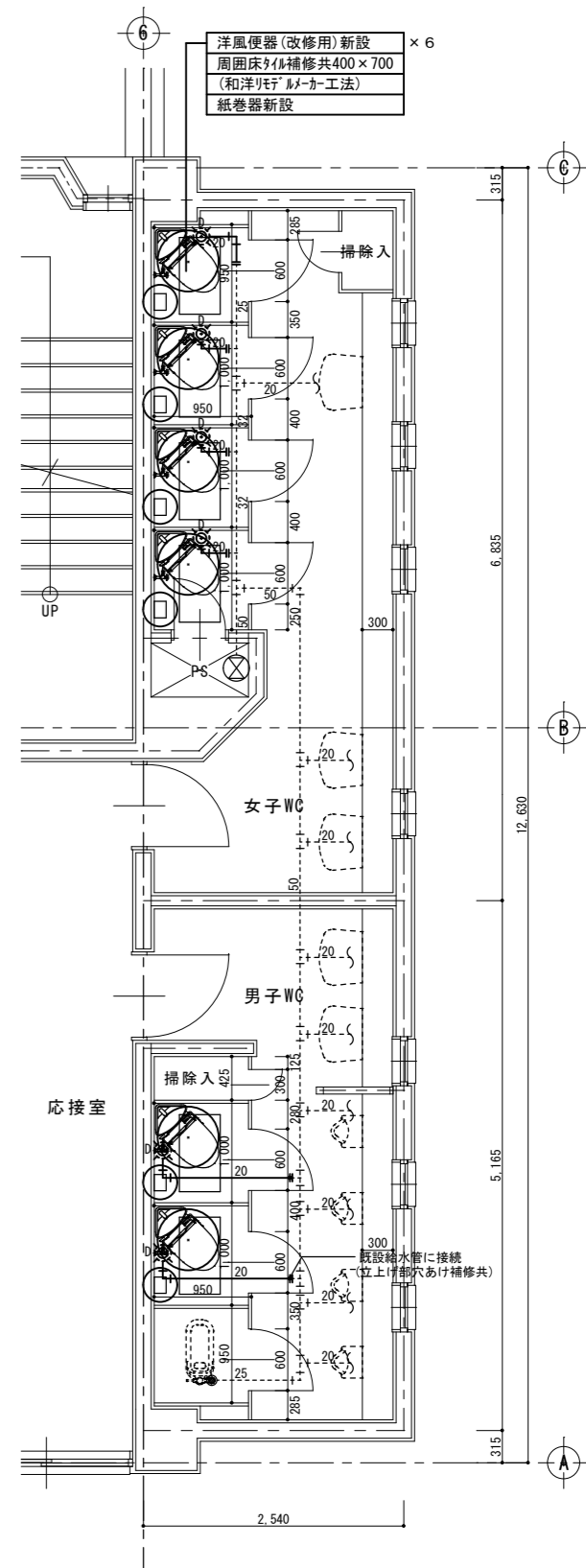
3階平面詳細図 1/50

<改修後>



2階平面詳細図 1/50

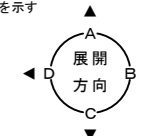
<改修前>



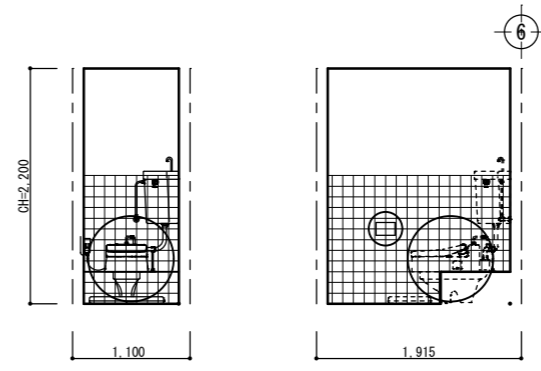
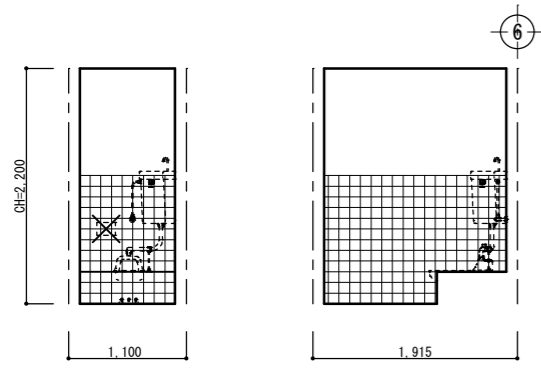
2階平面詳細図 1/50

<改修後>

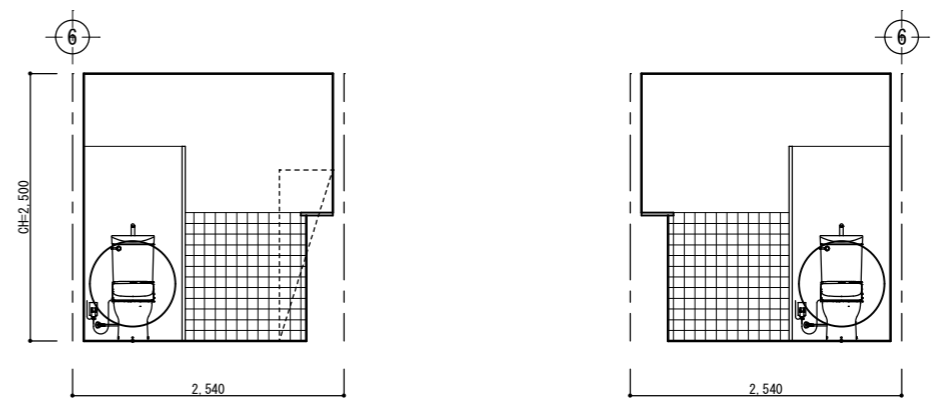
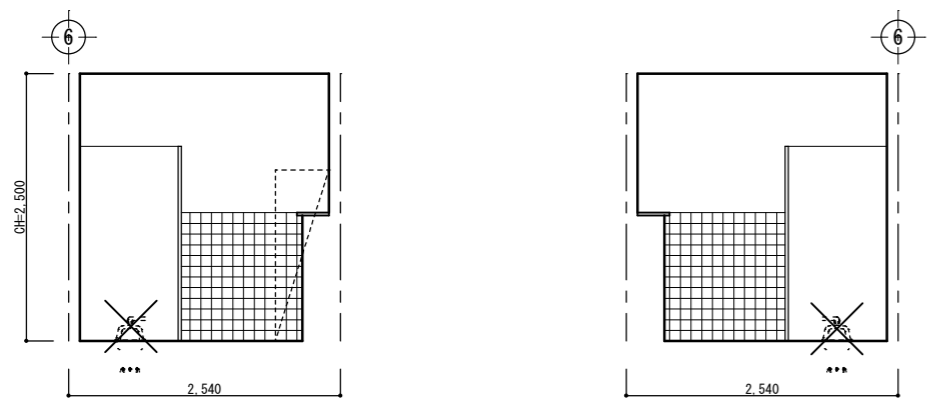
床スラブダイヤモンドカッター切り52φを示す
(補修穴はモルタル詰め補修)



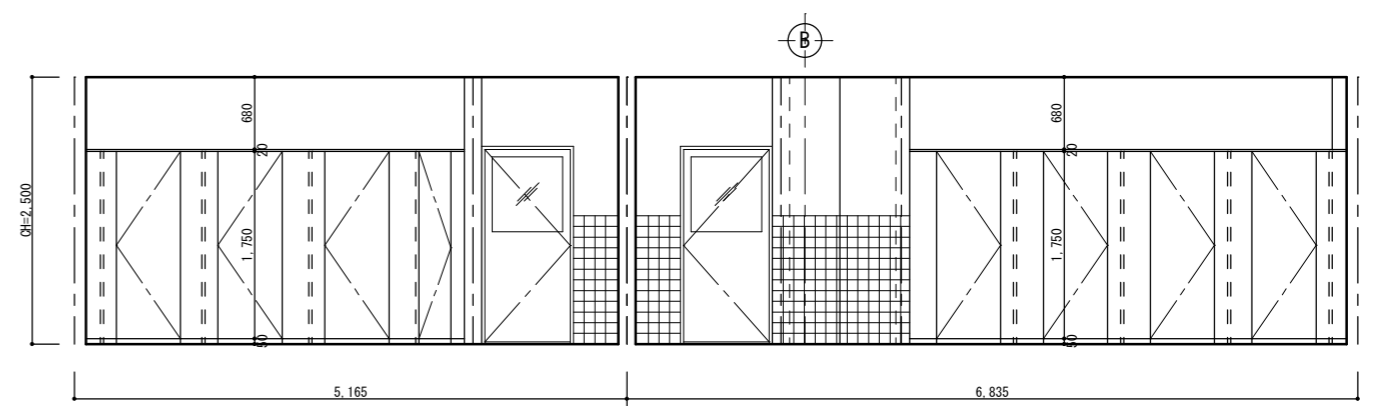
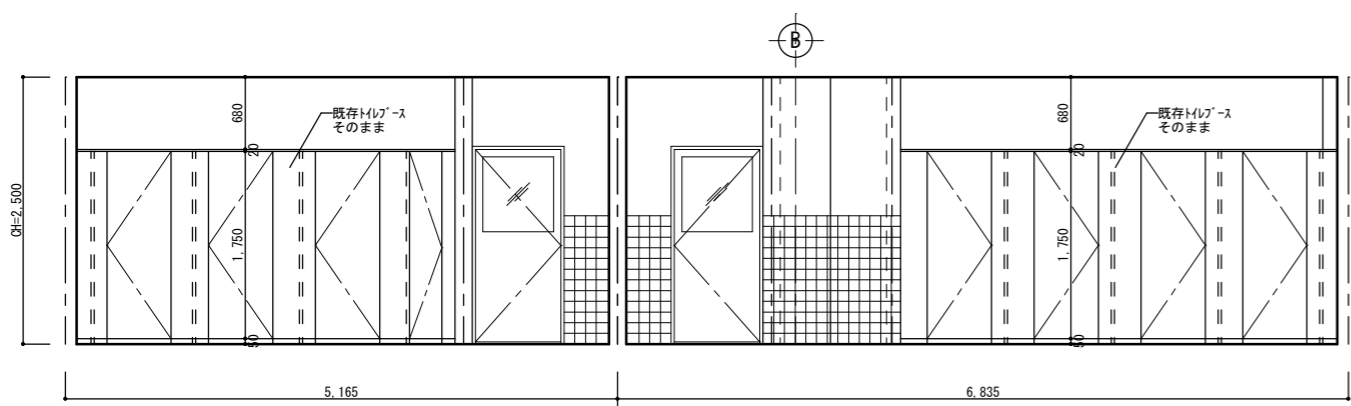
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R2営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号	M-05	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	平面詳細図	●縮尺	1/50	



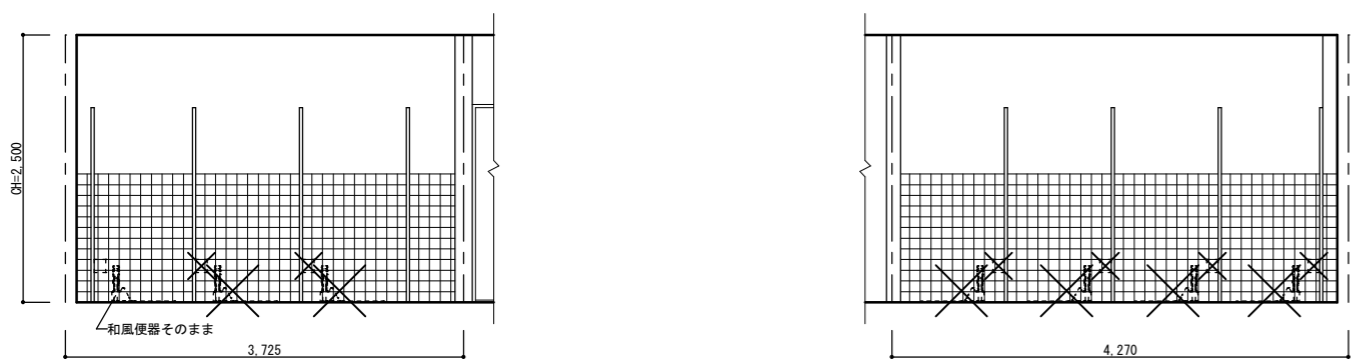
WC (2) A B WC (2) A B



男子・女子WC A C 男子・女子WC A C



D D



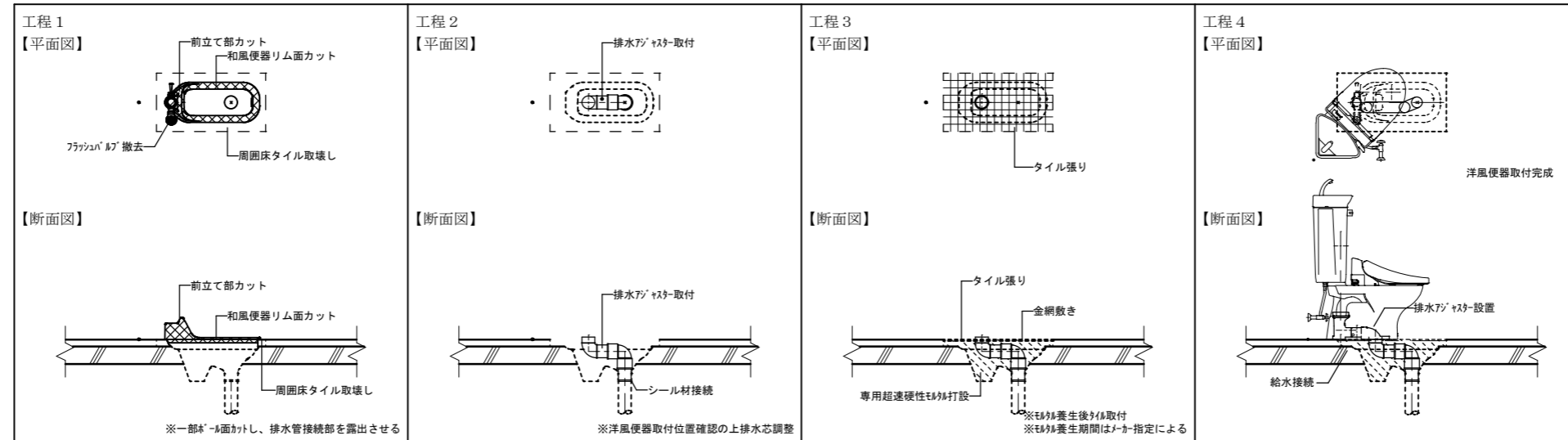
D' D'' D' D''

徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	●縮尺	
	展開図	M-06	1/50

衛生器具表

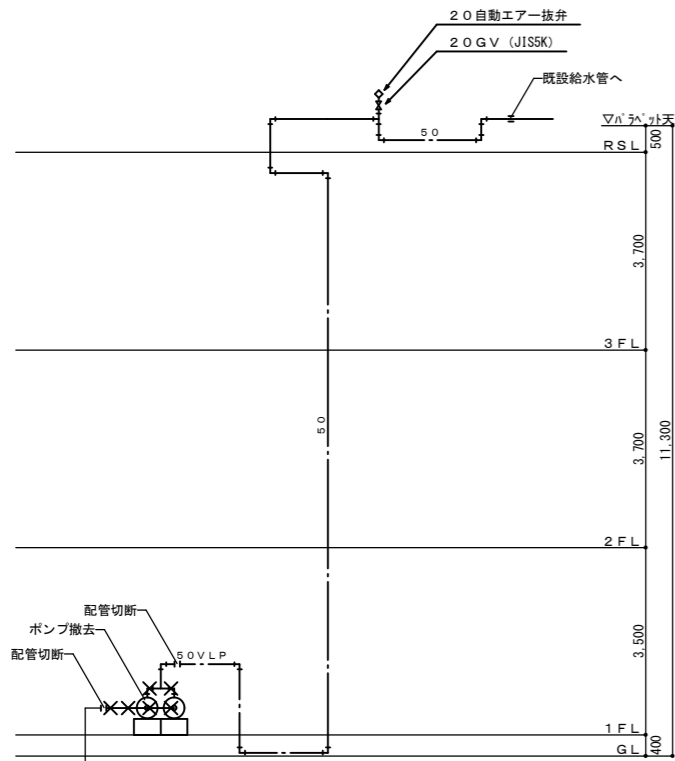
名称	JIS記号 国交省記号	参考品番 (LIXIL)	参考品番 (TOTO)	付属品及び仕様	数量
洋風便器<コーナータイプ> (和洋リモデル工法)	C710S	C-P13S	CS510BM	CS510BM(床置床排水大便器), SS510BABFS(密結フタ) TCF6542(温水洗浄便座・便座有), HP430-7(床排水フランジ) TN98L2X30(給水延長用フレキス), TL4D1U(ストリート形止水栓)	6
和風改造用便器	----	RC-504	CS501	CS501(和風改造用床置便器), TCF6542(温水洗浄便座・便座有), A500(踏台)	1
紙巻器	----	CF-63HST	YH701	(SUS製 2連紙巻器 棚付き) 固定金具共	7

和洋リモデル工法方法参考図

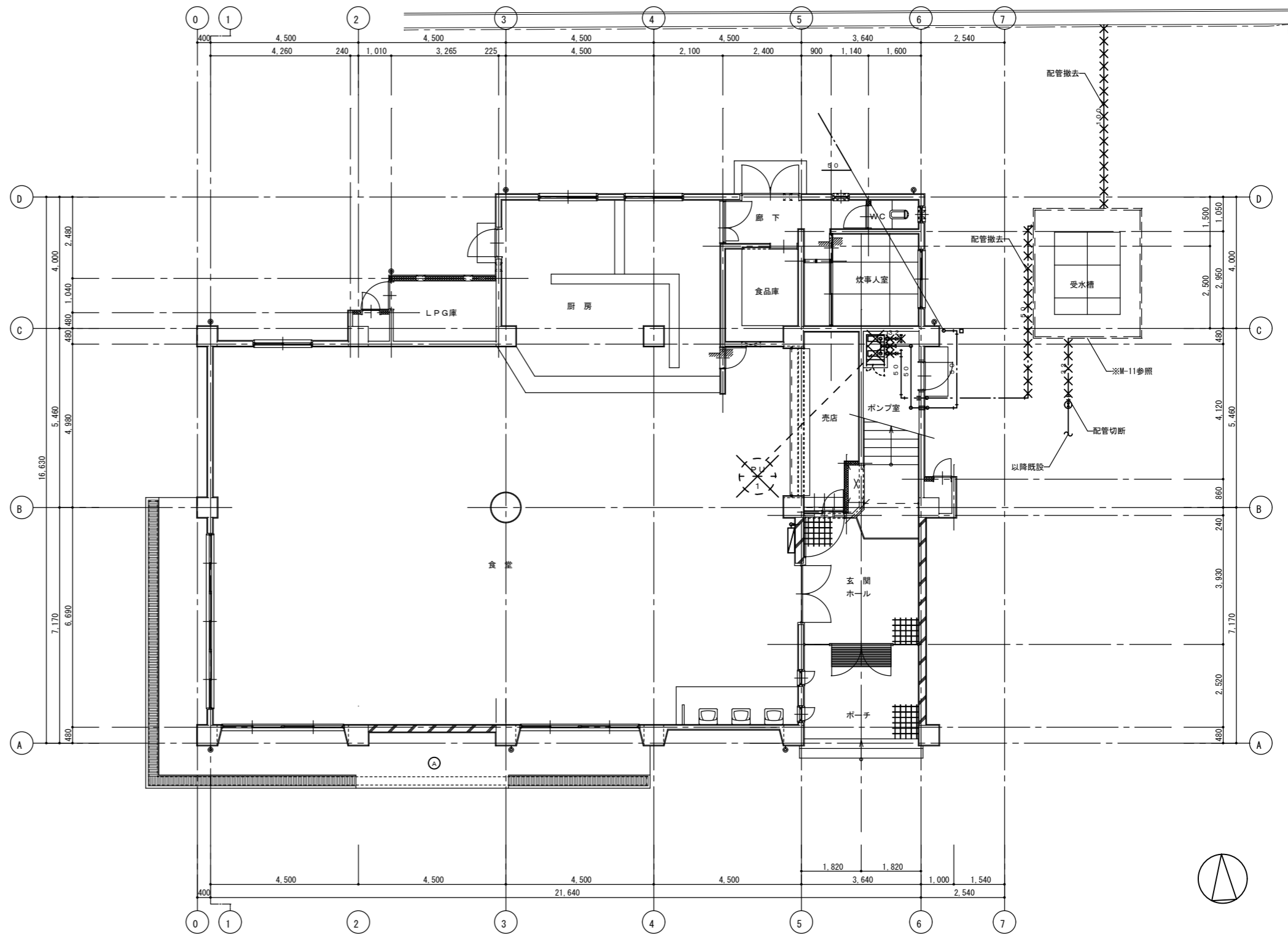


徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-07	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 衛生器具表、和洋リモデル工法参考図	●縮尺 1/30	

	加圧給水ポンプユニット	ステンレス製、交互運転 推定末端圧一定型	三相200V	研修会館ポンプ室	2
	撤去	40φ×100φ/min×35mm (1.1KW)			
		制御盤、他付属品一式共			
		コンクリート基礎 800x750x150H (鉄筋 D10 @200 打込)			

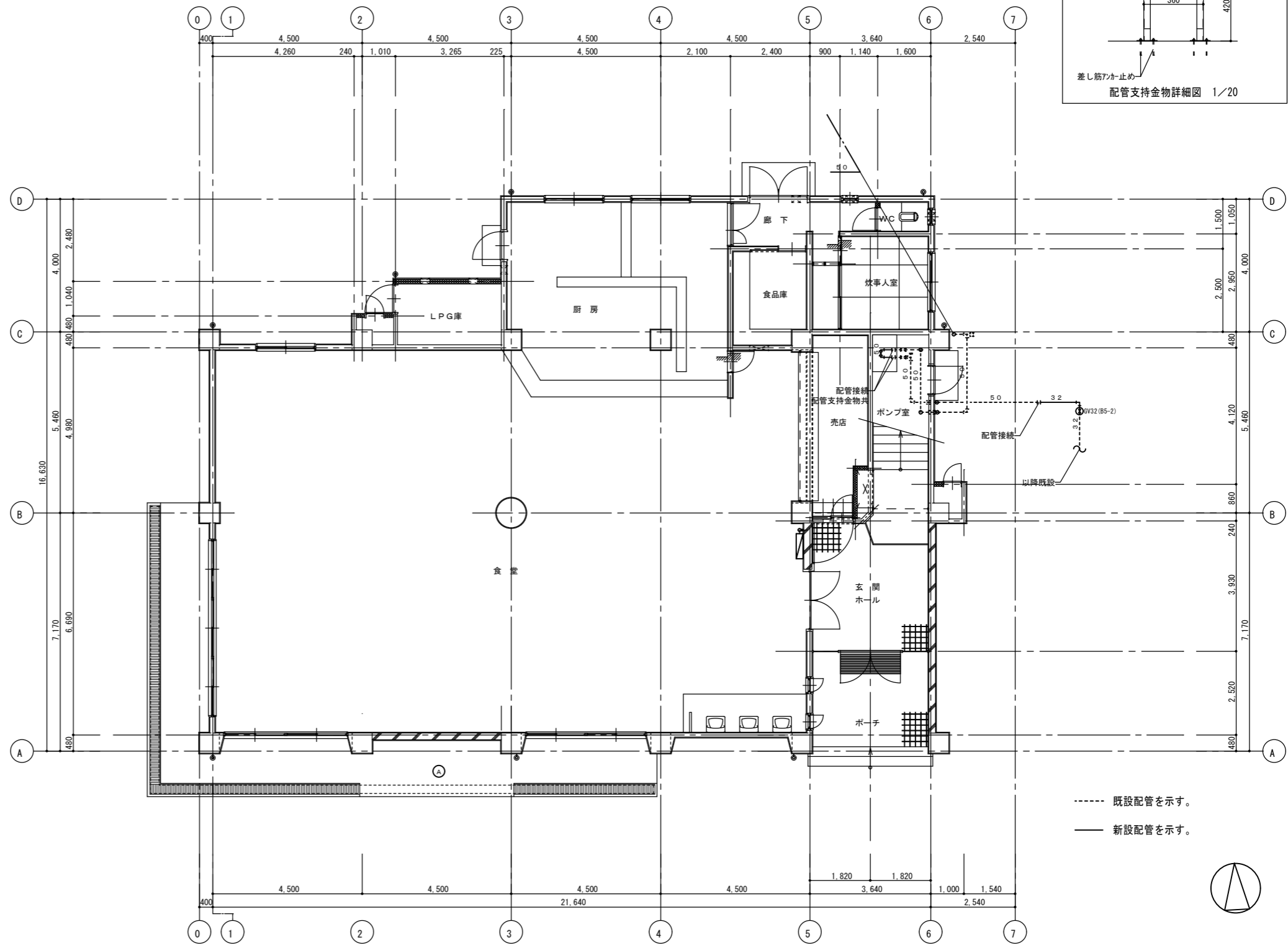
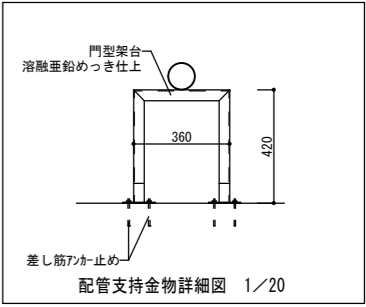


配管系統図

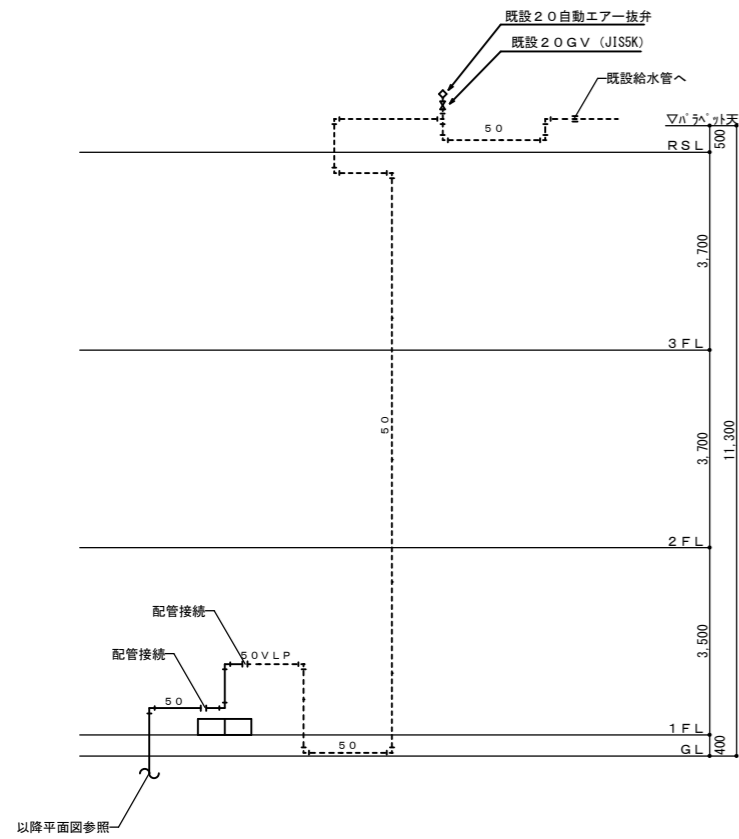


1階平面撤去図 1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-08	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 配管系統図、1階平面図<改修前>	●縮尺 1/100	



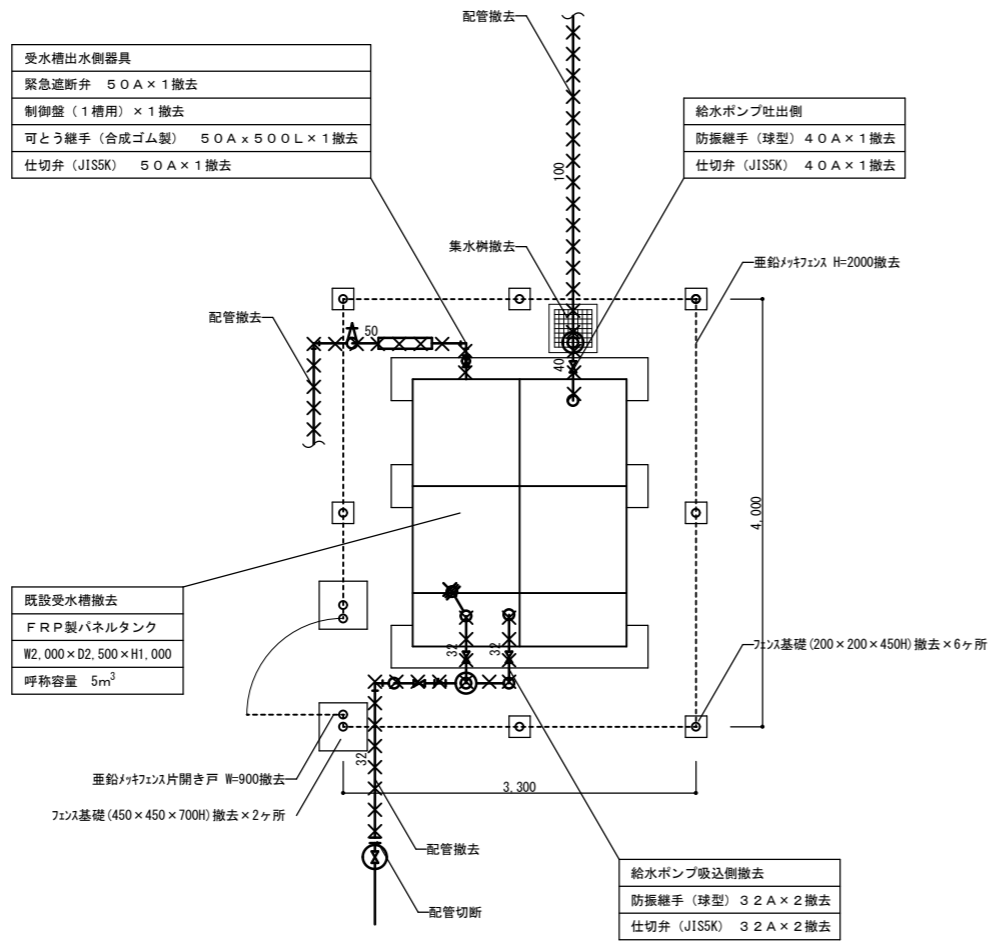
1階平面撤去図 1/100



配管系統図

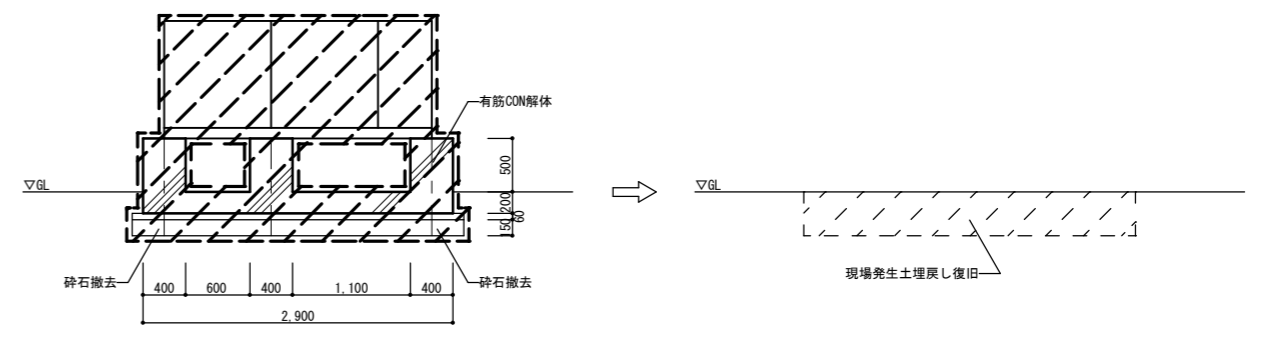
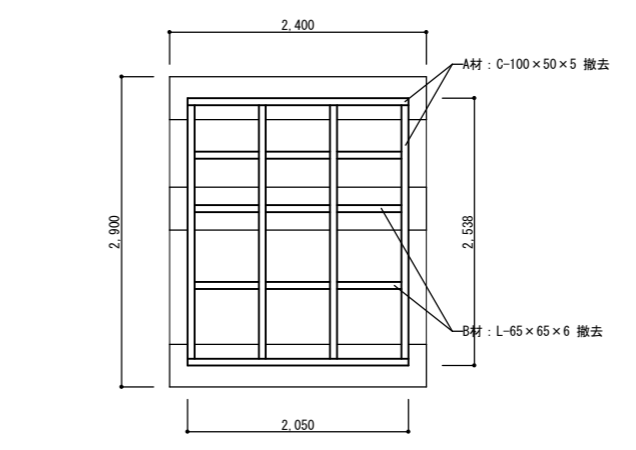
----- 既設配管を示す。
 ———— 新設配管を示す。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事 ●図面名 配管系統図、1階平面図<改修後>	●図面番号 M-09 ●縮尺 1/100	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
------------	--	---	--



図示の受水槽 (基礎、コンクリート共)、機器、配管はすべて撤去とする

受水槽廻り撤去図 1/50

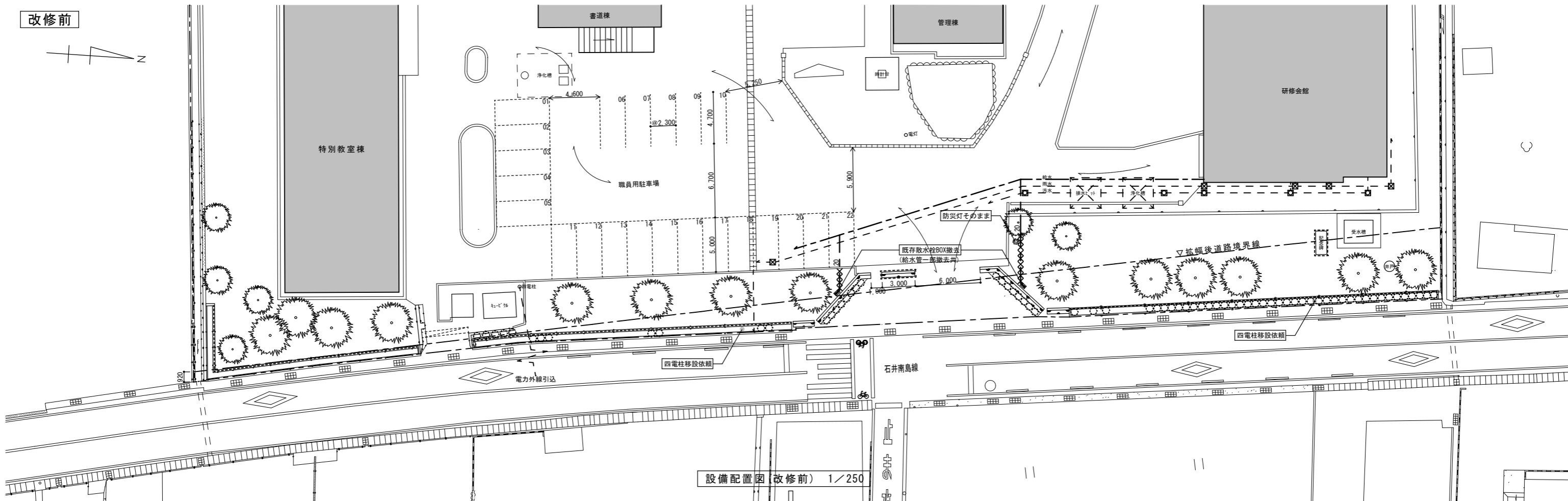


解体撤去部分を示す

受水槽基礎・架台撤去図 1/50

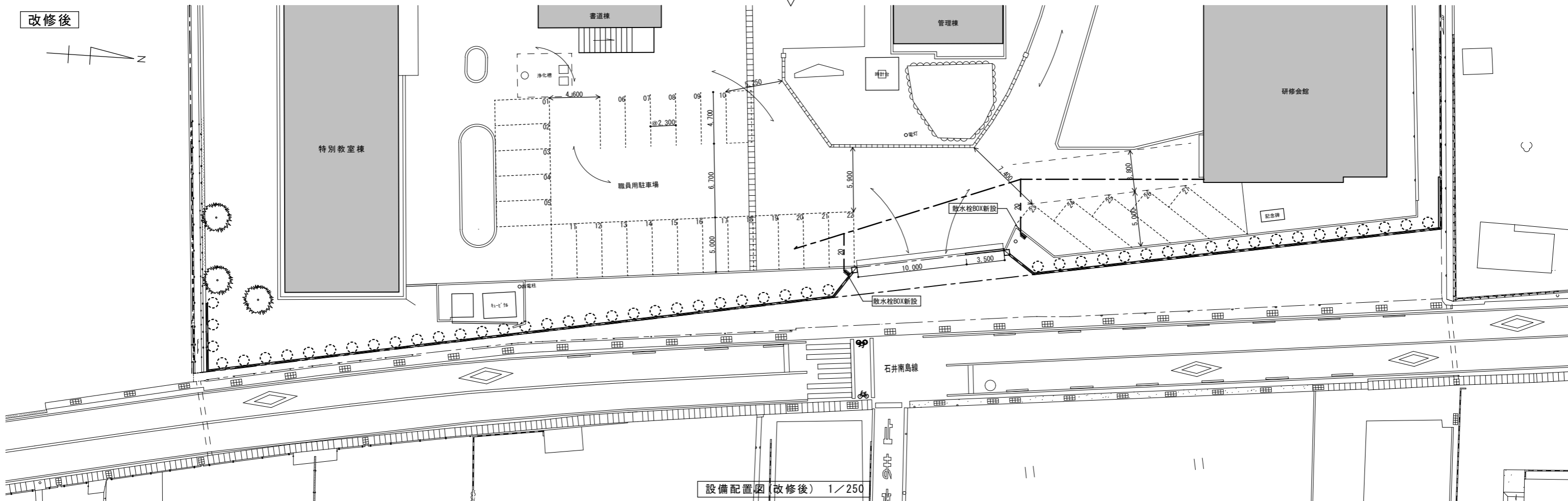
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-10	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 受水槽廻り撤去図、受水槽基礎・架台撤去図	●縮尺 1/50	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

改修前



設備配置図(改修前) 1/250

改修後



設備配置図(改修後) 1/250

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 名西高等学校 石・石井 外構他改修工事	●図面番号 M-11	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 設備配置図	●縮尺 1/250	

